

第3章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

本章は、事業計画地にあたる広島駅南口を中心に、広島県あるいは広島市における公共データ等を基本に事業計画地周辺である中区、東区、南区、西区について整理したものである。

3-1 自然的状況

3-1-1 大気環境

(1) 気象

事業計画地周辺は、瀬戸内気候とよばれる海洋性気候であり、四季を通じて温暖である。

広島地方気象台における気温、降水量等は表3-1-1に示すとおりである。

これによると、過去10年間の平均気温は16.6℃で、降水量は1,593.1mm、平均風速は3.8 m/秒となっている。

表3-1-1 主な気象要素の観測結果（広島地方気象台）

年 次	気 温(℃)			降水量 (mm)	風 速 (m/秒)
	平均	極値			
		最 高	最 低	総 量	平 均
平成9年	16.4	35.1	-3.2	1,860.0	3.9
平成10年	17.6	34.9	-3.7	1,508.0	3.7
平成11年	16.7	36.0	-3.8	1,702.5	3.7
平成12年	16.5	36.9	-1.4	1,138.5	3.8
平成13年	16.3	37.9	-3.9	1,556.0	3.9
平成14年	16.5	36.8	-2.6	1,272.5	3.9
平成15年	16.1	34.1	-3.9	1,709.5	3.7
平成16年	17.0	38.6	-4.0	1,902.0	3.9
平成17年	16.1	35.8	-4.0	1,322.5	3.7
平成18年	16.3	36.5	-2.9	1,959.5	3.7
平 均	16.6	36.3	-3.3	1,593.1	3.8

資料：気象庁ホームページ

(2) 大気質

①一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局

事業計画地周辺の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における大気質調査結果は表 3-1-2 に示すとおりである。また測定位置は、図 3-1-1 に示すとおりである。

これによると、一般環境大気測定局の皆実小学校及び三篠小学校測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準に適合しているが、光化学オキシダントについては不適合となっている。また、自動車排出ガス測定局の紙屋町及び比治山測定局における二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については環境基準に適合している。

表 3-1-2 大気測定局測定結果

【二酸化硫黄】

項 目	単位	一般局
		皆実小学校 一種住居
用途地域		
有効測定日数	日	364
測定時間	時間	8,671
年平均値	ppm	0.002
1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合	時間	0
	%	0
日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合	日	0
	%	0
1 時間値の最高値	ppm	0.032
日平均値の 2%除外値	ppm	0.006
日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有× 無○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0

【二酸化窒素】

項 目	単位	一 般 局		自 排 局	
		三篠小学校 二種住居	皆実小学校 一種住居	紙屋町 商業	比治山 近隣商業
用途地域					
有効測定日数	日	350	354	336	357
測定時間	時間	8,310	8,503	8,082	8,467
年平均値	ppm	0.016	0.022	0.042	0.027
1 時間値の最高値	ppm	0.055	0.070	0.099	0.077
1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0
1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合	時間	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0
日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合	日	0	0	1	0
	%	0.0	0.0	0.3	0.0
日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合	日	0	6	208	22
	%	0.0	1.7	61.9	6.2
日平均値の年間 98%値	ppm	0.031	0.038	0.056	0.043
98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0

表 3-1-2 大気測定局測定結果（つづき）

【浮遊粒子状物質】

項 目	単位	一 般 測 定 局		自 排 局	
		三篠小学校	皆実小学校	紙屋町	比治山
用途地域		二種住居	一種住居	商業	近隣商業
有効測定日数	日	361	365	365	365
測定時間	時間	8,691	8,713	8,725	8,678
年平均値	mg/m ³	0.033	0.030	0.043	0.027
1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間 %	1 0.0	1 0.0	1 0.0	2 0.0
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日 %	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
1 時間値の最高値	mg/m ³	0.292	0.208	0.255	0.259
日平均値の 2%除外値	mg/m ³	0.071	0.068	0.076	0.057
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有× 無○	○	○	○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0

【光化学オキシダント】

項 目	単位	一 般 測 定 局	
		三篠小学校	皆実小学校
用途地域		二種住居	一種住居
昼間測定日数	日	365	365
昼間測定時間	時間	5,412	5,436
昼間の 1 時間値の年平均値	ppm	0.035	0.031
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数	日	134	113
	時間	843	653
昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数	日	5	0
	時間	7	0
昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.164	0.115
昼間の日最高 1 時間値の年平均値	ppm	0.056	0.050

【一酸化炭素】

項 目	単位	自排局
		紙屋町
用途地域		商業
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,642
年平均値	ppm	0.9
8 時間値が 20ppm を超えた時間数とその割合	回	0
	%	0
日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合	日	0
	%	0
1 時間値の最高値	ppm	2.8
日平均値の 2%除外値	ppm	1.4
日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有× 無○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数	日	0

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

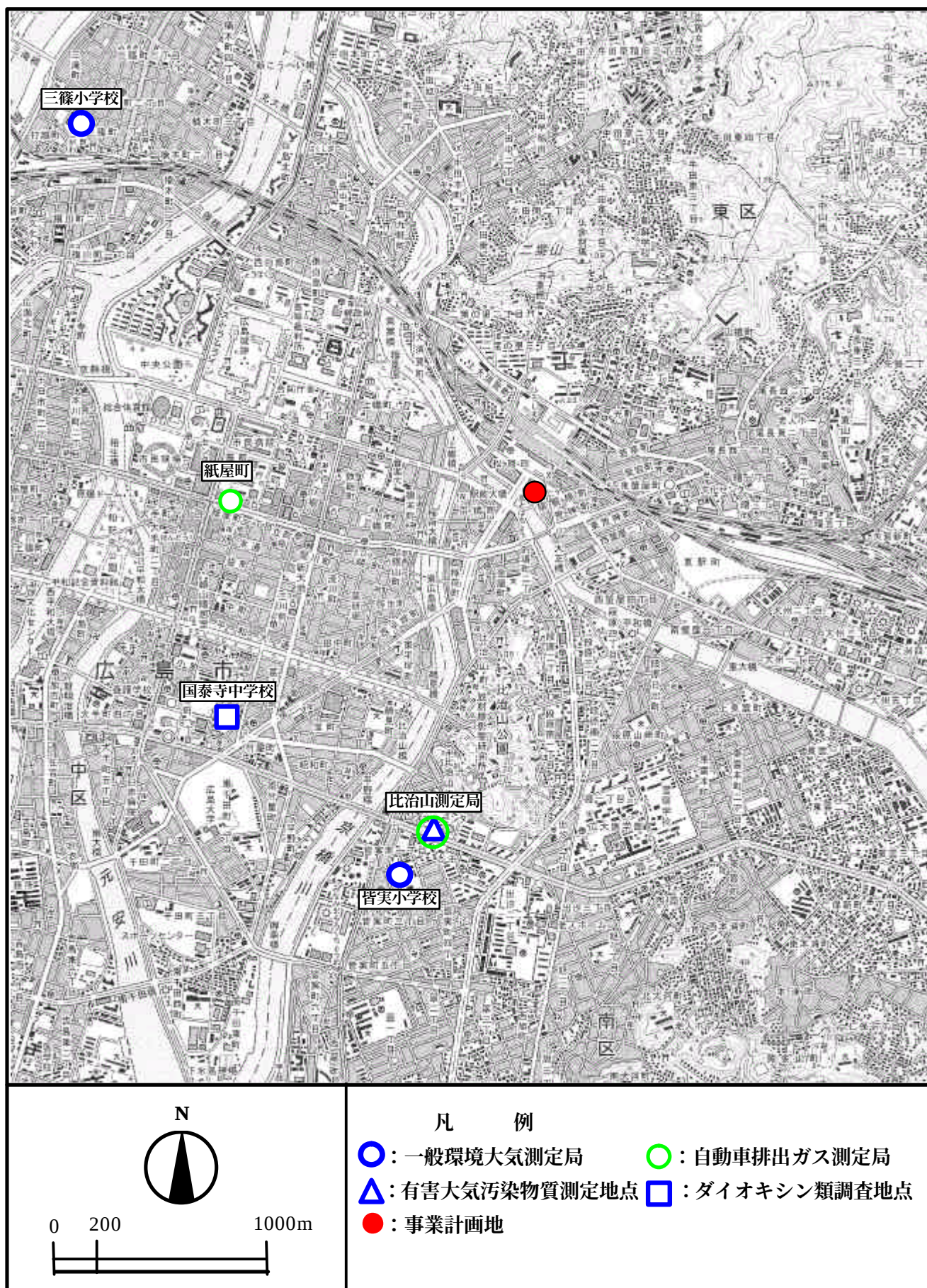


図 3-1-1 大気質測定地点図（事業計画地周辺）

②有害大気汚染物質

事業計画地周辺では、比治山に道路沿道測定地点があり年 12 回調査が行われている。比治山測定局の有害大気汚染物質調査結果は表 3-1-3 に示すとおりである。また測定位置は、図 3-1-1 に示すとおりである。

これによると、環境基準が設定されているすべての項目について基準に適合している。

表 3-1-3 有害大気汚染物質モニタリング結果（平成 17 年度）

項 目	測定地点	比治山測定局
	最小値～最大値	平均値
ベンゼン	0.96 ～ 2.8	1.8
トリクロロエチレン	0.013 ～ 0.40	0.16
テトラクロロエチレン	<0.0087 ～ 0.17	0.097
ジクロロメタン	0.40 ～ 1.2	0.81
アクリロニトリル	<0.0073 ～ 0.15	0.067
アセトアルデヒド	1.9 ～ 6.1	3.3
塩化ビニルモノマー	<0.0060 ～ 0.048	0.0082
クロロホルム	0.076 ～ 0.34	0.14
酸化エチレン	0.055 ～ 0.15	0.086
1,2-ジクロロエタン	<0.0078 ～ 0.099	0.056
1,3-ブタジエン	0.16 ～ 0.56	0.30
ベンゾ[a]ピレン	0.11 ～ 0.60	0.36
ホルムアルデヒド	2.3 ～ 6.8	4.3
水銀及びその化合物	1.8 ～ 3.1	2.2
ニッケル化合物	1.8 ～ 8.5	4.3
ヒ素及びその化合物	0.36 ～ 5.8	2.0
ベリリウム及びその化合物	0.031 ～ 0.11	0.054
マンガン及びその化合物	19 ～ 75	41
クロム及びその化合物	3.7 ～ 20	8.7

単位：μg/m³（ただし水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物については ng/m³）

※ 測定は毎月実施（塩化ビニルモノマーについては 11 月分欠測）。平均値の欄には当該地点における 12 回（塩化ビニルモノマーは 11 回）の測定結果の算術平均値を記載した。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合には、当該検出下限値に 1/2 を乗じて得られた値を用いて平均値を算出した。なお、この方法による計算値が検出下限値より小さい値になった場合については、得られた値を括弧書きすることとした。

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

③ダイオキシン類

事業計画地周辺における大気中のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-4 に示すとおりである。

これによると、事業計画地の南西に位置する国泰寺中学校では環境基準に適合している。また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

表 3-1-4 ダイオキシン類調査結果（平成 17 年度）

単位：pg-TEQ/m³

調 査 地 点	第 1 回 (5 月)	第 2 回 (8 月)	第 3 回 (11 月)	第 4 回 (2 月)	年平均値	環境基準値
国 泰 寺 中 学 校	0.042	0.075	0.056	0.080	0.063	0.6

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

(3) 騒音

事業計画地周辺の道路における自動車（道路交通）騒音に関する環境基準適合状況は、表 3-1-5 に示すとおりである。これによると、環境基準適合率は昼間で 74～100%夜間で 69～100% となっている。また、道路近傍における自動車騒音測定結果は、表 3-1-6 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺の道路近傍騒音は昼間 63.6～73.5 dB(A) 、夜間 58.8～69.8 dB(A)である。

自動車騒音の調査地点は、図 3-1-2 に示すとおりである。

表 3-1-5 道路交通騒音に関する環境基準適合状況（路線別適合率）

道路種別	路線名称	評価 区間数	対象戸数 (百戸)	環境基準適合率(%)	
				昼間	夜間
一般国道	国 道 2 号	14	82	82	69
〃	国 道 4 8 7 号	1	29	80	100
〃	国 道 5 4 号	15	58	84	77
〃	国道 54 号（祇園新道）	5	35	92	92
主要地方道	広 島 三 次 線	18	57	87	87
一般県道	府 中 祇 園 線	4	28	100	90
一般市道	駅 前 吉 島 線	7	11	100	100
〃	横 川 江 波 線	2	31	100	100
〃	南 4 区 8 3 2 号 線	1	4	74	74
〃	天 満 矢 賀 線	1	2	100	100
〃	白 島 牛 田 線	1	3	100	100

注 1.路線別適合率は、道路沿道の各住居における基準適合を路線別に集計したものである。

2.環境基準適合率(%)＝環境基準適合戸数/対象戸数×100

3.対象戸数は、百戸未満を四捨五入して表記したものである。(50 戸未満の場合は「0.5」と表記)

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

表 3-1-6 自動車騒音測定結果

番号	道路名	測定地点	用途地域	車線数	地域類型	道路近傍騒音 LAeq(dB(A))	
						昼間	夜間
1	一般国道 54 号（祇園新道）	中区白島北町 19 番	近隣商業地域	6	C	63.6	59.5
2	一般市道白島牛田線	東区牛田本町 3 丁目 3 番	近隣商業地域	4	C	66.0	58.8
3	一般国道 54 号（祇園新道）	中区基町 20 番	第二種住居地域	4	B	73.5	69.0
4	一般国道 54 号	中区十日市町 1 丁目 1 番	商業地域	6	C	73.2	68.9
5	一般市道駅前吉島線	南区稲荷町 4 番	商業地域	8	C	63.7	60.1
6	一般国道 54 号	中区袋町 5 番	商業地域	6	C	71.0	67.5
7	一般市道駅前吉島線	中区東平塚町 3 番	商業地域	4	C	64.3	60.1
8	主要地方道広島三次線	南区比治山本町 19 番	近隣商業地域	2	C	67.8	62.7
9	一般国道 2 号	中区平野町 3 番	近隣商業地域	6	C	70.7	69.8
10	一般市道南 4 区 832 号線	南区宇品西 1 丁目 2 番	第 1 種住居地域	4	B	72.7	66.4

資料：「平成 17 年度版 騒音・振動関係データ集（自動車編・鉄道編）」 広島市環境局

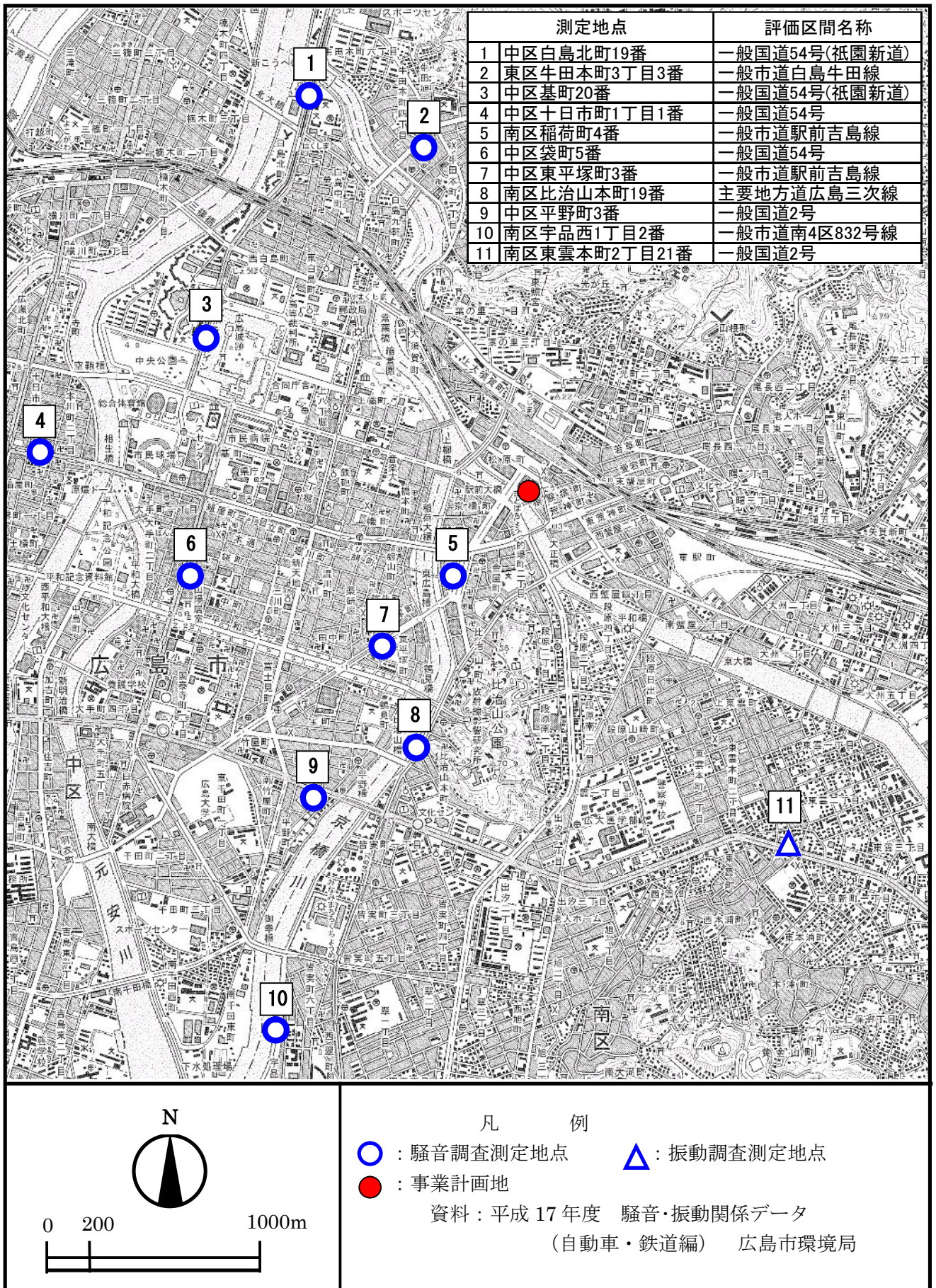


図 3-1-2 騒音・振動測定地点図（事業計画地周辺）

(4) 振動

事業計画地周辺の道路近傍における自動車（道路交通）振動測定結果は、表 3-1-7 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺の道路近傍振動は昼間 45 dB、夜間 46 dB である。

表 3-1-7 道路交通振動測定結果

道路名	測定地点	用途地域	車線数	地域類型	道路近傍振動 L ₁₀ (dB)	
					昼間	夜間
一般国道 2 号	南区東雲本町 2 丁目 21 番	近隣商業地域	6	C	45	46

資料：「平成 17 年度版 騒音・振動関係データ集（自動車編・鉄道編）」広島市環境局

(5) 悪臭

悪臭に関する公害苦情件数及び用途地域別公害苦情件数は、表 3-1-8、表 3-1-9 に示すとおりである。これによると、苦情件数は昨年度より 20 件増加している。また、用途地域別でみると第 1 種住居地域が 15 件、次いで準工業地域が 13 件となっている。

表 3-1-8 年度別公害苦情件数

単位：件

年度 種類	平成 13 年度 (2001 年度)	平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)
悪臭	95	85	91	67	87

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

表 3-1-9 用途地域別公害苦情件数

単位：件

用途地域区分	悪臭
総数	87
第1種低層住居専用地域	7
第2種低層住居専用地域	0
第1種中高層住居専用地域	1
第2種中高層住居専用地域	3
第1種住居地域	15
第2種住居地域	5
準住居地域	1
近隣商業	8
商業	10
準工業	13
工業	12
工業専用	2
市街化調整区域	7
都市計画区域外	3
その他	0

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

3-1-2 水環境

(1) 水質

① 公共用水域水質測定結果

事業計画地周辺における、公共用水域（河川水）の水質測定結果は、表 3-1-10 に示すとおりである。また、調査地点は、図 3-1-3 に示すとおりである。

これによると、3 地点とも環境基準の類型指定を受けており、健康項目では、すべて環境基準に適合しているが、一般項目の大腸菌群数については、3 地点とも不適合となっている。

表 3-1-10 公共用水域水質測定結果

測 定 項 目		単位	大芝水門 A類型 最小値～最大値	御幸橋 A類型 最小値～最大値	仁保橋 B類型 最小値～最大値	環境基準	
						A類型	B類型
一般項目	pH	mg/L	7.2 ～ 7.8	7.4 ～ 8.1	7.4 ～ 8.2	6.5～8.5	6.5～8.5
	DO	mg/L	8.7 ～ 13.0	4.9 ～ 11.0	4.2 ～ 11.0	7.5以上	5以上
	BOD	mg/L	<0.5 ～ 1.3	<0.5 ～ 2.3	<0.5 ～ 3.4	2以下	3以下
	COD	mg/L	1.5 ～ 2.7	1.1 ～ 8.0	1.8 ～ 5.6	—	—
	SS	mg/L	1 ～ 4	<1 ～ 64	<1 ～ 31	25以下	25以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	230 ～ 33000	20 ～ 33000	170 ～ 350000	1,000以下	5,000以下
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	—	—	—	—	—
	全窒素	mg/L	0.44 ～ 0.8	0.52 ～ 1.3	0.80 ～ 1.50	—	—
	全磷	mg/L	0.008 ～ 0.023	0.015 ～ 0.120	0.039 ～ 0.110	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	—	<0.001 ～ <0.001	<0.001 ～ <0.001	0.01以下	0.01以下
	全シアン	mg/L	—	ND ～ ND	ND ～ ND	検出されないこと	検出されないこと
	鉛	mg/L	—	<0.005 ～ <0.005	<0.005 ～ <0.005	0.01以下	0.01以下
	六価クロム	mg/L	—	<0.02 ～ <0.02	<0.02 ～ <0.02	0.05以下	0.05以下
	砒素	mg/L	—	<0.005 ～ <0.005	<0.005 ～ <0.005	0.01以下	0.01以下
	総水銀	mg/L	—	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005 ～ <0.0005	0.0005以下	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと
	P C B	mg/L	—	ND	ND	検出されないこと	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002 ～ <0.002	<0.002 ～ <0.002	0.02以下	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002 ～ <0.0002	<0.0002 ～ <0.0002	0.002以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004 ～ <0.0004	<0.0004 ～ <0.0004	0.004以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.002 ～ <0.002	<0.002 ～ <0.002	0.02以下	0.02以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004 ～ <0.004	<0.004 ～ <0.004	0.04以下	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005 ～ <0.0005	1以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006 ～ <0.0006	0.006以下	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.002 ～ <0.002	<0.002 ～ <0.002	0.03以下	0.03以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005 ～ <0.0005	0.01以下	0.01以下
	1,2-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0002 ～ <0.0002	<0.0002 ～ <0.0002	0.002以下	0.002以下
	チウラム	mg/L	—	<0.0006 ～ <0.0006	<0.0006 ～ <0.0006	0.006以下	0.006以下
	シマジン	mg/L	—	<0.0003 ～ <0.0003	<0.0003 ～ <0.0003	0.03以下	0.03以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	<0.002 ～ <0.002	<0.002 ～ <0.002	0.02以下	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	—	<0.001 ～ <0.001	<0.001 ～ <0.001	0.01以下	0.01以下
	セレン	mg/L	—	<0.002 ～ <0.002	<0.002 ～ <0.002	0.01以下	0.01以下
	硝酸性・亜硝酸性窒素	mg/L	—	0.33 ～ 0.57	0.29 ～ 0.56	10以下	10以下
	ふつ素	mg/L	—	—	—	0.8以下	0.8以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	1以下	1以下
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—	—
	銅	mg/L	—	<0.005 ～ 0.010	<0.005 ～ 0.006	—	—
	亜鉛	mg/L	—	0.001 ～ 0.018	0.001 ～ 0.014	—	—
	鉄（溶解性）	mg/L	—	<0.1 ～ <0.1	<0.1 ～ <0.1	—	—
	マンガン（溶解性）	mg/L	—	<0.1 ～ <0.1	<0.1 ～ <0.1	—	—
その他項目	クロム	mg/L	—	<0.1 ～ <0.1	<0.1 ～ <0.1	—	—
	塩素イオン	mg/L	6.8 ～ 21.0	330.0 ～ 18000.0	1500.0 ～ 17000.0	—	—
	有機態窒素	mg/L	—	—	—	—	—
	アンモニア態窒素	mg/L	—	0.03 ～ 0.28	0.03 ～ 0.49	—	—
	亜硝酸態窒素	mg/L	—	<0.005 ～ 0.020	0.009 ～ 0.028	—	—
	硝酸態窒素	mg/L	—	0.310 ～ 0.560	0.280 ～ 0.540	—	—
	磷酸態磷	mg/L	—	0.013 ～ 0.120	0.024 ～ 0.087	—	—
	クロロフィルa	mg/m ³	—	—	—	—	—
	T O C	mg/L	—	—	—	—	—
	電気伝導度	μS/cm	—	1200 ～ 27000	5100 ～ 30000	—	—

資料：「公共用水域の水質測定結果」（平成 17 年） 広島県

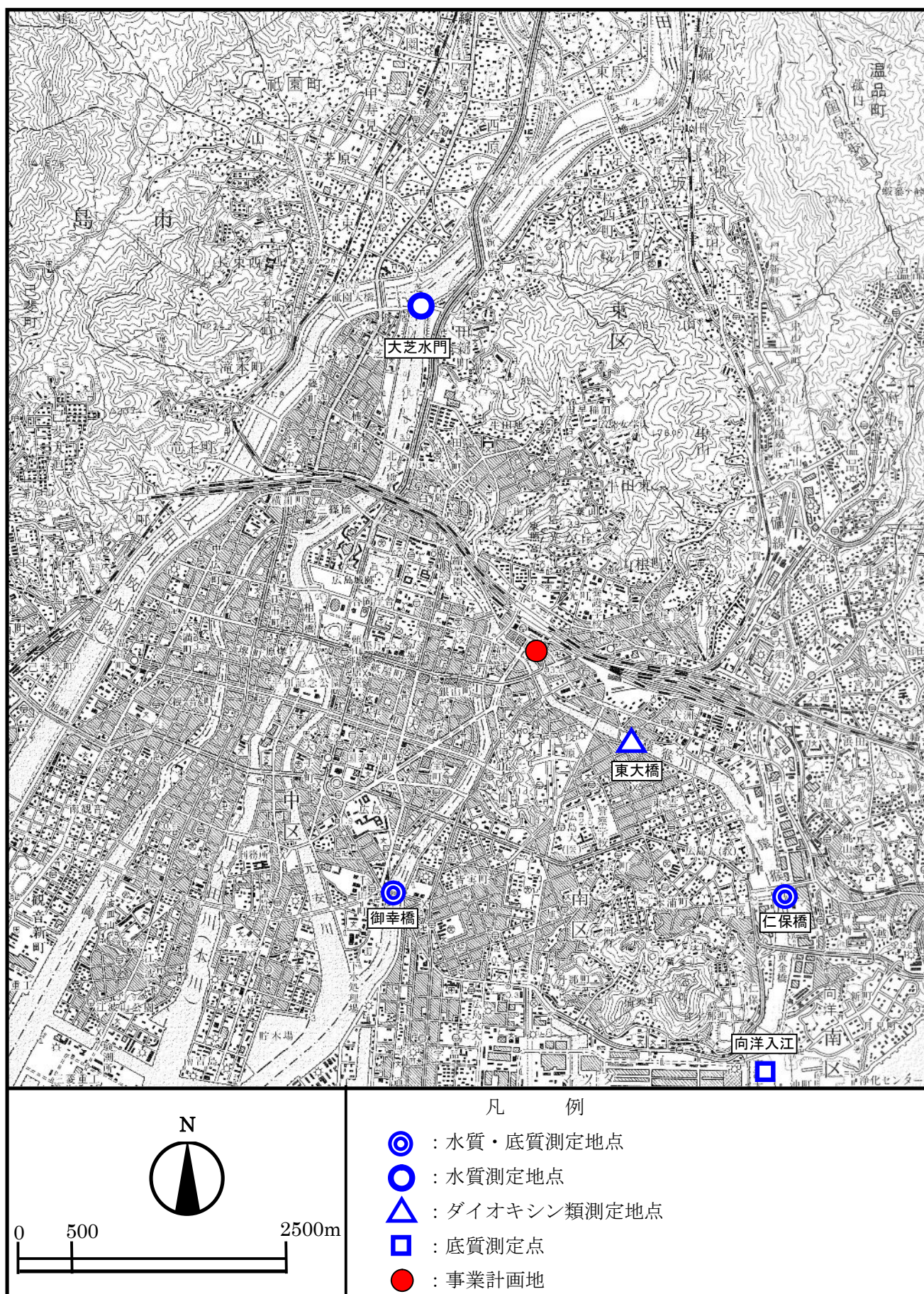


図 3-1-3 水質・底質等測定地点図（事業計画地周辺）

②ダイオキシン類

事業計画地周辺における河川水中のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-11 に示すとおりである。

これによると、猿猴川の東大橋調査地点は環境基準に適合している。また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

表 3-1-11 ダイオキシン類調査結果（平成 17 年度）

単位：pg-TEQ/L

調査地点	第 1 回 (6～7 月)	第 2 回 (10～11 月)	年平均値	環境基準値 (年平均値)
猿猴川 東大橋	0.14	0.096	0.12	1

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

(2) 底質

①底質測定結果

事業計画地周辺における河川底質の調査結果（含有量試験）は、表 3-1-12 に示すとおりである。また、調査地点は、図 3-1-3 に示すとおりである。

これによると、底質の有機汚濁の指標となる強熱減量は仁保橋で 3.9%、御幸橋で 5.1%、向洋入江で 7.7%となっている。

また、総水銀、PCB は暫定除去基準値（それぞれ 25ppm、10ppm）以下となっている。

表 3-1-12 底質調査結果（平成 17 年度）

項目	単位	京橋川 御幸橋	猿猴川 仁保橋	猿猴川 向洋入江
pH	—	7.3	7.4	7.6
COD	mg/g	15	10	19
強熱減量	%	5.1	3.9	7.7
硫化物総量	mg/g	<0.1	0.1	0.2
含水率	%	19.7	22.5	7.2
カリウム	mg/kg	0.24	0.20	0.40
鉛	mg/kg	13	11	19
ヒ素	mg/kg	8.0	4.9	8.6
総水銀	mg/kg	0.05	0.07	0.11
メチル水銀	mg/kg	N.D.	N.D.	N.D.
PCB	mg/kg	N.D.	N.D.	N.D.
銅	mg/kg	37	35	57
クロム	mg/kg	8	15	23
酸化還元電位	m/V	-65	-94	-150

注 N.D.: 検出せず（定量限界未満）

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

②ダイオキシン類

事業計画地周辺における河川底質のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-13 に示すとおりである。これによると、猿猴川の東大橋調査地点は環境基準に適合している。また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

表 3-1-13 ダイオキシン類調査結果（平成 17 年度）

単位：pg-TEQ/g

調査地点	(7 月)	環境基準値 (年平均値)
猿猴川 東大橋	2.0	150

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

(3) 地下水汚染

①地下水測定結果

事業計画地周辺における地下水調査（概要調査、定期モニタリング調査）は、表 3-1-14 に示すとおり中区 1 地点、東区 1 地点、西区 2 地点で行われている。これによると、モニタリング調査地点の中区①ではシスー 1, 2-ジクロロエチレンとテトラクロロエチレンが環境基準（それぞれ 0.04mg/L 以下、0.01mg/L 以下）に適合していない。

表 3-1-14 地下水調査結果

単位：mg/L

測定地点名	概況調査	モニタリング調査		
	東区①	中区①	西区①	西区②
測定回数	2	2	1	2
カドミウム	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
全シアン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
鉛	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
六価クロム	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
砒素	N.D.	0.007～0.009	N.D.	N.D.
総水銀	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
PCB	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
ジクロロメタン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
四塩化炭素	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
1,2-ジクロロエタン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
1,1-ジクロロエチレン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
シス-1,2-ジクロロエチレン	N.D.	0.034～0.079	0.005	N.D.
1,1,1,-トリクロエタン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
1,1,2,-トリクロエタン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
トリクロロエチレン	N.D.	0.011～0.020	N.D.	0.0029～0.0034
テトラクロロエチレン	N.D.	0.070～0.10	N.D.	N.D.
1,3-ジクロロプロペン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
チウラム	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
チオベンカルブ	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
ベンゼン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
セレン	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
硝酸性及び亜硝酸性窒素	3.7～4.3	0.02～0.03	0.01	4.4～12
ふっ素	0.12～0.14	0.11～0.23	0.17	N.D.～0.10
ほう素	0.01～0.10	0.04	0.07	0.04

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

②ダイオキシン類

事業計画地周辺の地下水のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-15 に示すとおり東区上温品一丁目で測定されている。これによると、上温品一丁目の調査地点は環境基準を達成している。また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

表 3-1-15 ダイオキシン類調査結果（平成 17 年度）

単位：pg-TEQ/L

調査地点		調査結果	環境基準値
東区	上温品一丁目	0.014	1

資料：「平成 18 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

3-1-3 土壤環境

(1) 地形・地質

①地形

市域の北部、東部及び西部は山地が連なり、標高 600m以上の山岳も多く点在しているが、その山頂はなだらかである。それらに隣接する丘陵地・台地は市内の低地部に連続している。

事業計画地周辺は、太田川によって形成されたデルタ地帯であり、太田川から分岐した猿猴川沿いの低地として形成されている。

②地質

市域の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四洪積層、沖積層からなっている。古生層は市北部地域に分布し、主として粘板岩からなっている。

洪積層は低地の沖積層の基盤として埋積しており、主として砂礫からなっている。

事業計画地周辺は、低地全般に分布している沖積層で、砂層・シルト・粘土層・砂礫層からなっている。

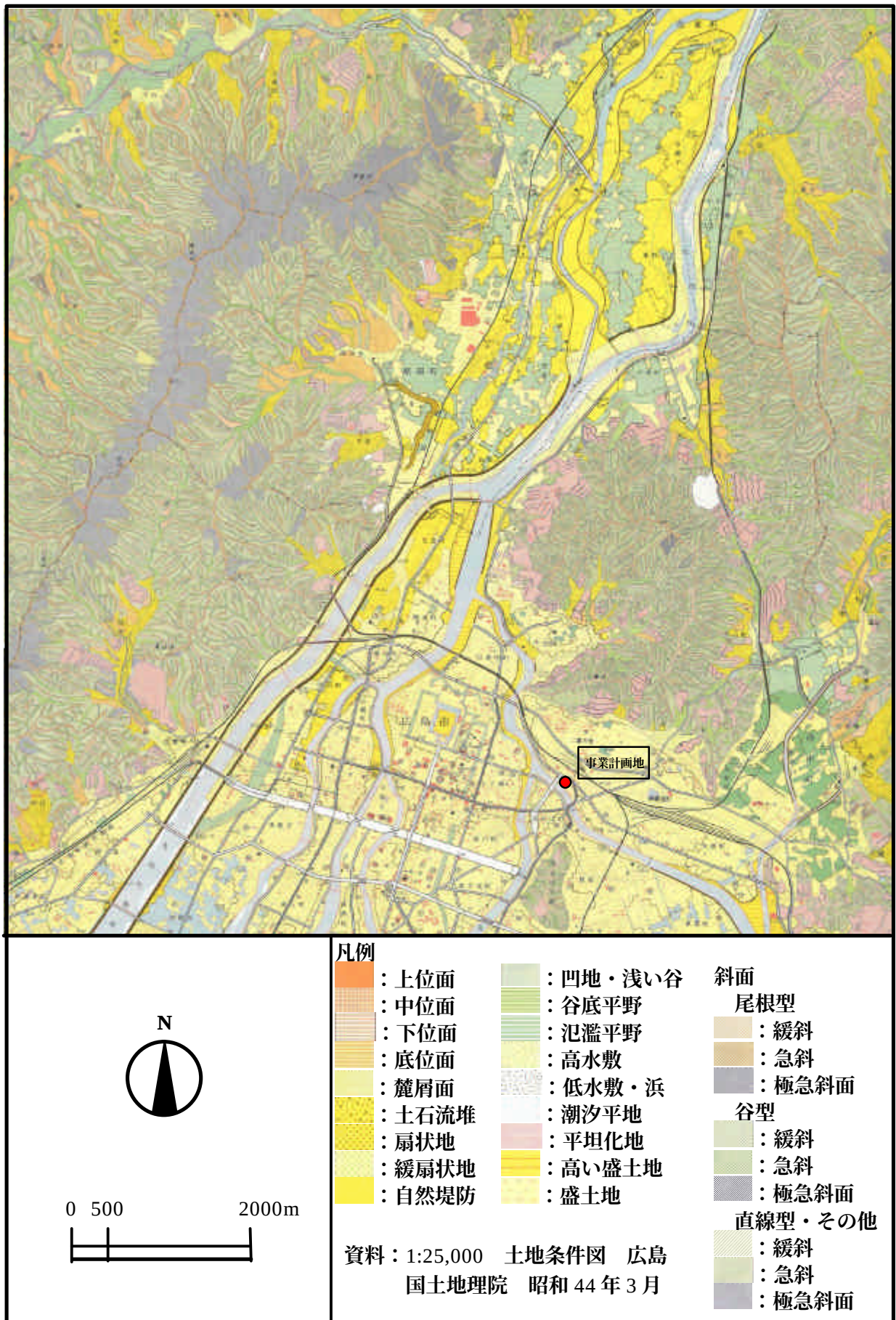


図 3-1-4 土地条件図

(2) 地盤沈下

広島市における地盤沈下は、昭和 63 年までは沈下がみられたが、最近は停滞している。
事業計画地周辺では、地盤沈下は確認されていない。

資料：「全国地盤環境情報ディレクトリー」（平成 17 年度版）環境省ホームページ

(3) 土壌汚染

①ダイオキシン類

事業計画地周辺の土壌のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-16 に示すとおりである。これによると、一般環境把握調査および発生源周辺状況把握調査ともに全地点で環境基準を達成している、また、市内の全調査地点においても環境基準を達成している。

表 3-1-16 ダイオキシン類の土壌環境調査（平成 16 年度）

単位：pg-TEQ/g

区 分	調査地点	調査結果	環境基準値
一般環境把握調査	中区基町	0.051	1,000
	中区鶴見町	0.022	
	中区東千田町二丁目	0.036	
	東区戸坂出江二丁目	0.21	
	東区牛田早稲田四丁目	0.0043	
	南区青崎一丁目	0.029	
	南区的場町二丁目	0.0028	
	南区旭一丁目	0.036	
	南区仁保新町二丁目	0.031	
	西区古田台一丁目	0.0058	
	西区高須四丁目	0.081	
	西区庚午中四丁目	0.034	
	西区鈴が峰町	0.041	
発生源周辺状況 把握調査	南区楠那町	0.015	
	南区丹那町	2.4	
	南区日宇那町	3.0	
	南区堀越二丁目	1.1	
	南区向洋大原町	1.3	
	南区向洋新町一丁目	0.097	
	西区山田新町一丁目	0.30	

資料：「平成 17 年度版 広島市の環境」 広島市環境局

3-1-4 生物環境

(1) 動物

広島市中区、東区、南区、西区において、第3回及び第5回自然環境保全基礎調査動植物分布調査により確認された動物は表3-1-17に示すとおりである。これによると、中区では7目16科で、広島県の絶滅のおそれのある野生動物として絶滅危惧Ⅰ類のサツキマス(淡水魚類)、準絶滅危惧のスミウキゴリ(淡水魚類)、イタチ(哺乳類)が確認されている。東区では12目23科で、絶滅危惧Ⅰ類のメダカ(淡水魚類)、絶滅危惧Ⅱ類のウラナミアカシジミ(昆虫)、準絶滅危惧のウキゴリ(淡水魚類)、イタチ(哺乳類)が確認されている。南区では3目11科で、準絶滅危惧のイタチ(哺乳類)が確認されている。西区では9目19科で、絶滅危惧Ⅰ類のゴクラクハゼ(淡水魚類)とメダカ(淡水魚類)、絶滅危惧Ⅱ類のウラナミジャノメ(昆虫)、準絶滅危惧のギフチョウ(昆虫)、オオムラサキ(昆虫)、イタチ(哺乳類)が確認されている。

事業計画地周辺では都市化が進み、貴重種・希少種の動物が生息しているという報告はない。

表3-1-17 中区、東区、南区、西区における動植物分布の概要

分類群名	中区	東区	南区	西区
淡水産貝類	2目2科	1目1科	—	—
陸産貝類	—	1目1科	—	—
淡水魚類	2目6科	3目7科	1目5科	5目8科
昆虫	2目7科	2目8科	2目6科	2目8科
両生類・爬虫類	—	1目1科	—	—
哺乳類	1目1科	4目5科	—	2目3科

注 分布データは、第3回(昭和58年度)及び第4回(平成元～3年度)動植物分布調査で専門家調査員の方から寄せられた報告を基に作成されています。分類群により調査対象となっていない種や、調査対象種であっても情報が寄せられなかった地域もあります。

資料：「自然環境保全基礎調査動植物分布調査」(第3回、第5回) 環境省

(2) 植物

事業計画地周辺の植生は、図3-1-5に示すとおりである。

これによると、事業計画地周辺では東区の南に位置する二葉山のシリブカガシ林が特定植物群落に選定されている。事業計画地は市街地となっているが、事業計画地周辺の京橋川・猿猴川沿いの地区においては、郷土樹種による河岸緑地の整備が進められている。

(3) 生態系

事業計画地は市街地に位置し、自然的構成要素はほとんどなく、生態系は形成されていない。

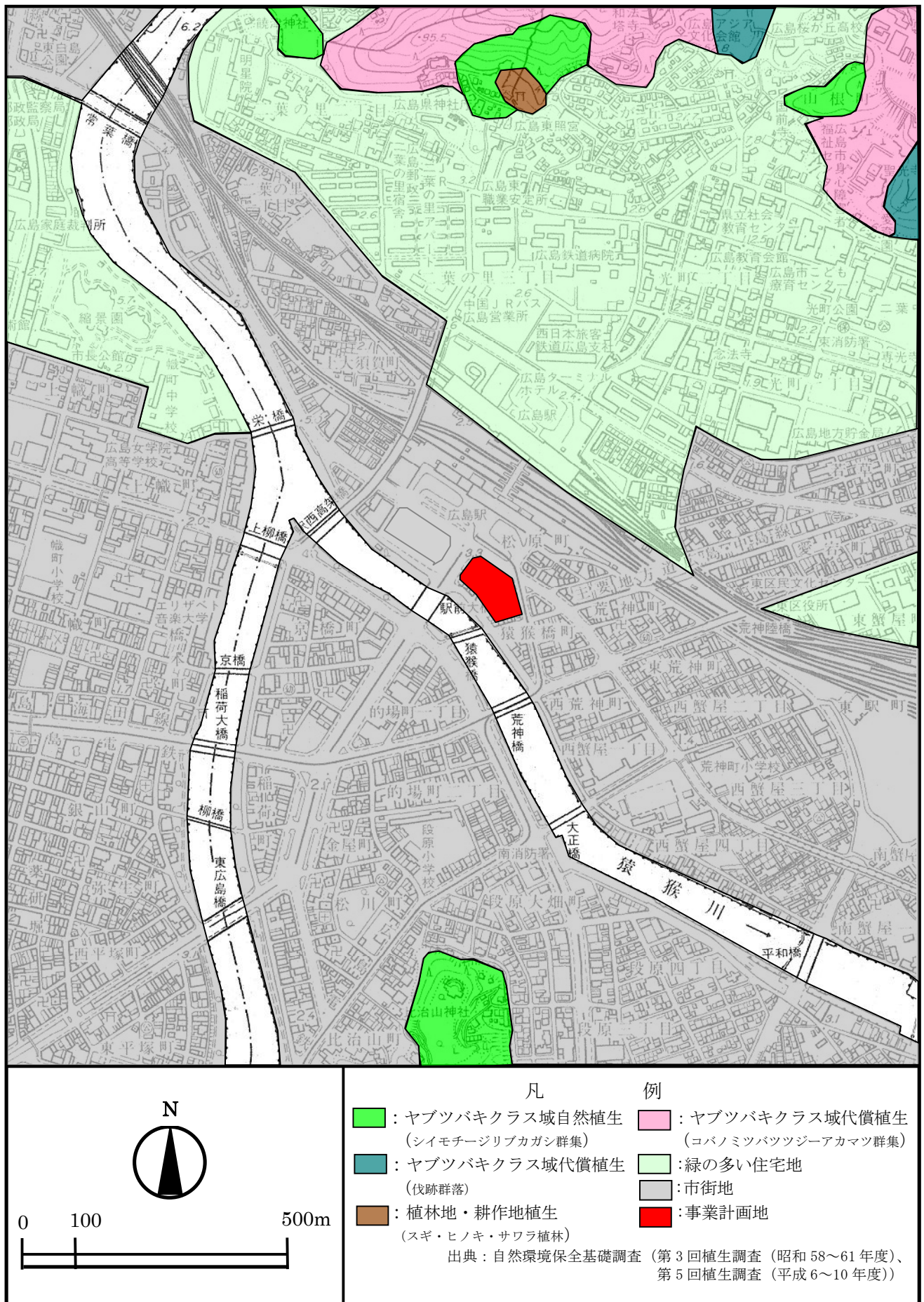


図 3-1-5 植生図

3-1-5 景観等

(1) 景観

事業計画地は広島市南区の北部に位置し、雑然とした古い建物が密集した地区である。事業計画地の北側はＪＲ広島駅が立地し山陽新幹線、ＪＲ山陽本線が東西に走り、街並みとしては北側の市街地とは分断された様相にある。南側は太田川から分岐した猿猴川が西から東へ広島湾に流れており、南側は開放的な空間となっている。

(2) 自然との触れ合いの場

事業計画地周辺の自然との触れ合いの場としては、至近の猿猴川の水辺空間がある。また周辺地域には、比治山公園及び二葉山、縮景園等が分布している。

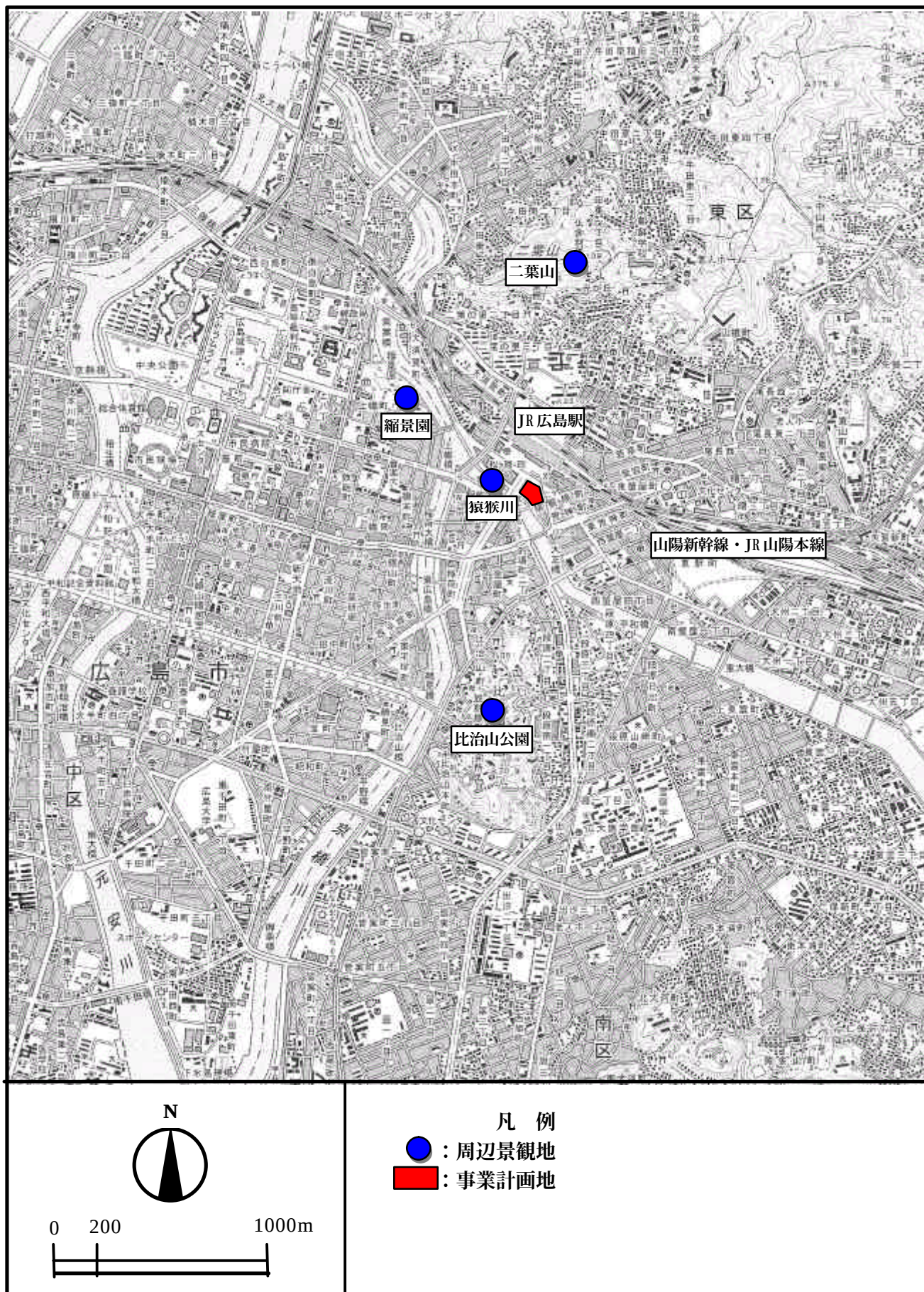


図 3-1-6 事業計画地周辺の景観

(3) 文化財

広島市中区、南区、東区、西区における指定文化財の状況を表 3-1-18、表 3-1-19 に示す。中区、南区、東区、西区には国宝の不動院金堂を初め国指定の文化財は 21 件、県指定の文化財は 20 件、市指定の文化財は 38 件である。また、広島大学付属中・高等学校講堂が国登録の文化財となっている。事業計画地周辺の文化財の分布を図 3-1-7 に示す。

なお、事業計画地周辺には文化財はなく、遺跡も確認されていない。

表 3-1-18 事業計画地周辺の国指定文化財の状況

区分	国宝	重要文化財	史跡	名勝
中区	0	5	3	2
南区	0	1	0	0
東区	1	7	0	0
西区	0	2	0	0

資料：「広島県の文化財」 広島県教育委員会ホームページ

表 3-1-19 事業計画地周辺の県指定文化財の状況

区分	重要文化財	史跡	天然記念物
中区	5	0	0
南区	1	3	0
東区	2	3	1
西区	4	0	1

資料：「広島県の文化財」 広島県教育委員会ホームページ

表 3-1-20 事業計画地周辺の市指定文化財の状況

区分	重要有形文化財	重要無形文化財	史跡	天然記念物
中区	8	1	2	2
南区	6	0	0	0
東区	14	0	1	0
西区	2	0	1	0

資料：「平成 17 年版 広島市勢要覧」 広島市企画総務局企画調整部

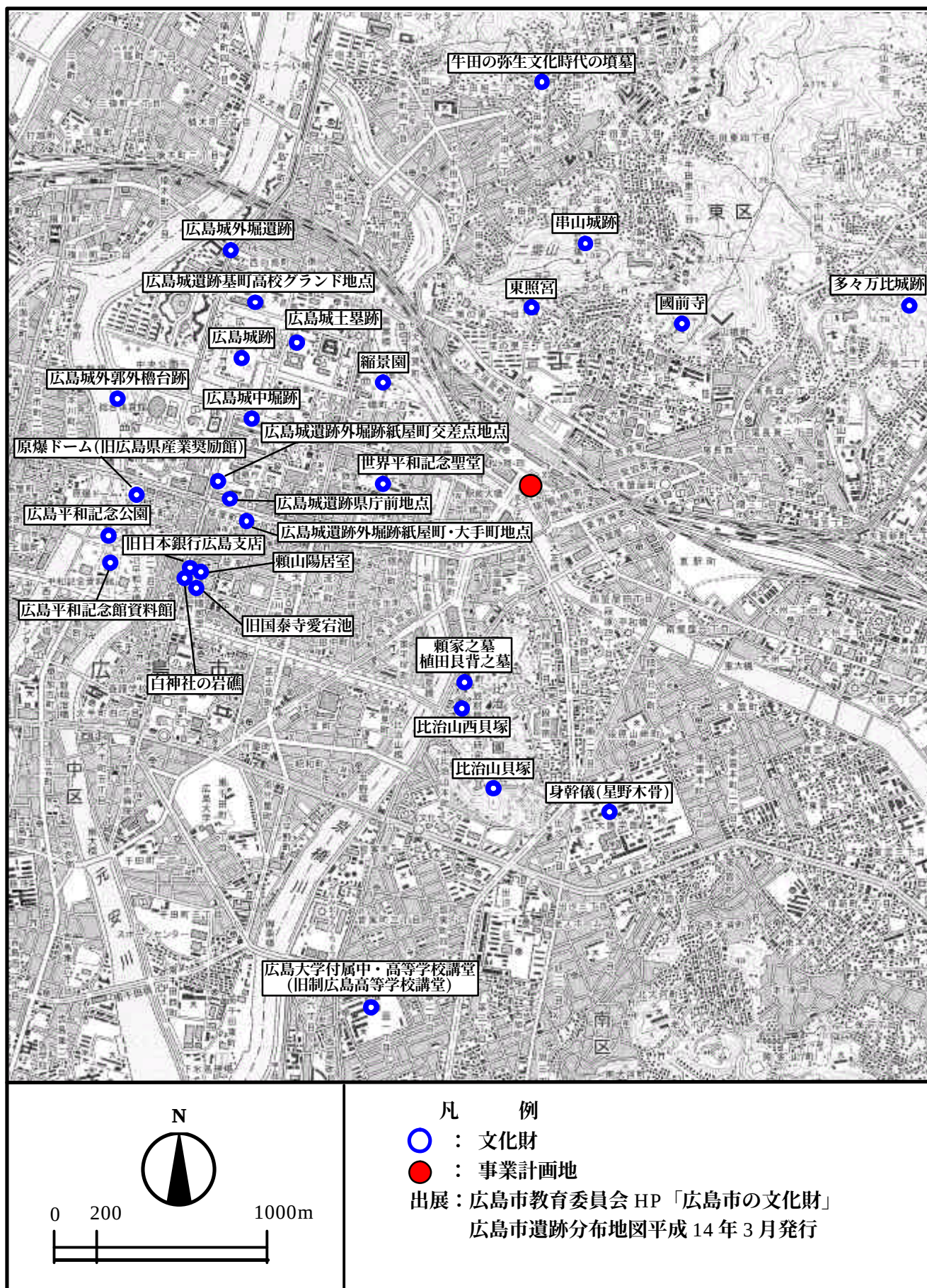


図 3-1-7 文化財分布図（事業計画地周辺）

3-2 社会的状況

3-2-1 人口

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の平成 17 年における区別世帯数及び人口を表 3-2-1 に示す。広島市全市に対して、面積割合は、中区 1.7%、東区 4.4%、南区 2.9%、西区 3.9%であり、人口割合は、中区 11.1%、東区 10.5%、南区 11.9%、西区 16.0%となっている。

表 3-2-1 面積・人口・世帯数

行政区	面 積 (km ²)	世帯数	人 口		
			総 数	男	女
全市	905.01	487,471	1,154,595	559,380	595,215
中区	15.34	68,027	127,719	59,886	67,833
東区	39.38	49,216	121,219	58,136	63,083
南区	26.09	63,632	137,871	67,153	70,718
西区	35.67	83,893	184,840	89,290	95,550

注 平成 17 年 10 月 1 日現在

資料：「平成 17 年版 市勢要覧」 広島市

「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版（2005 年）」広島市

3-2-2 産業

(1) 産業別従業者数

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の産業別事業所数、及び従業者数を表 3-2-2 に示す。

これによると、中区、東区、南区及び西区ともに、事業所数、従業員数は、卸売・小売業がもっとも多くなっている。

表 3-2-2 産業別事業所数従業員数

産業大分類	中 区		東 区		南 区		西 区		全 市	
	事業所数	従業者数	事業所数	事業所数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全 産 業	15,212	159,604	3,436	32,015	7,474	81,352	7,918	87,024	50,416	504,383
農 林 漁 業	3	56	—	—	6	57	5	47	44	467
鉱 業	—	—	—	—	—	—	1	5	4	47
建 設 業	791	12,564	425	4,363	560	6,039	712	7,389	4,542	44,625
製 造 業	390	5,323	111	2,530	518	14,527	574	10,950	2,982	59,735
電気・ガス・熱供給・水道業	7	3,051	—	—	5	596	3	105	24	4,091
情 報 通 信 業	324	9,138	49	873	117	2,883	80	2,086	663	16,094
運 輸 業	128	3,092	141	3,074	301	7,191	188	6,040	1,216	27,975
卸 売 ・ 小 売 業	4,304	38,193	976	7,348	2,416	20,636	2,912	31,755	15,187	137,024
金 融 ・ 保 険 業	415	12,339	47	636	118	2,418	101	1,107	899	18,697
不 動 産 業	1,002	4,629	193	475	398	1,262	291	1,279	2,973	10,095
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	3,568	20,590	378	1,884	999	6,199	883	4,640	7,606	43,274
医 療 ・ 福 祉	646	10,076	203	3,613	437	4,883	428	5,763	2,715	39,626
教 育 ・ 学 習 支 援 業	299	3,251	129	1,435	175	1,765	211	2,395	1,455	14,243
複 合 サービス 事業	64	575	7	69	23	144	42	285	195	1,854
サービス業（他に分類されないもの）	3,271	36,727	777	5,715	1,401	12,752	1,487	13,178	9,911	86,536

注 調査期日は、平成 16 年 6 月 1 日現在である。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版（2005 年）」広島市

(2) 農業

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の平成 12 年における農家数等は、表 3-2-3 に示すとおりである。

これによると、農家数では、中区、東区、南区、西区ともに、第 2 種兼業農家の割合が多く、経営耕地面積については、中区、東区では田の割合が、南区では樹園地が、西区では畑が最も多くなっている。

表 3-2-3 農家数等(平成 12 年度)

区分	専業・兼業別農家数			農家世帯員数	経営耕地面積（総農家数）			
	専業農家	第 1 種兼業農家	第 2 種兼業農家		総数	田	畑	樹園他
全市	839	253	2,113	28,069	228,364	174,424	41,504	12,436
中区	1	—	3	32	277	198	45	34
東区	25	11	81	1,359	9,653	5,787	2,341	1,525
南区	3	—	9	150	1,196	405	355	436
西区	28	13	64	960	6,299	1,446	2,510	2,343

注 1.第 1 種兼業農家とは、自家農業を主とする兼業農家、第 2 種兼業農家とは自家農業を従とする兼業農家をいう。

2.旧市町村とは、平成 25 年 2 月 1 日現在の市町村の区域である。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版（2005 年）」広島市

(3) 工業

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の平成 16 年における事業所数は、表 3-2-4 に示すとおりである。

これによると、製造品出荷額は、事業所数あたりについても、従業員一人当たりについても、南区が最も大きいものとなっている。

表 3-2-4 事業所数等（平成 16 年度）

区分	事業所数（所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
全市	1,444	48,962	176,667,222
中区	190	3,732	6,804,954
東区	56	2,381	2,876,957
南区	242	13,121	91,024,636
西区	270	8,330	20,061,669

注 平成 16 年 12 月 31 日現在

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版（2005 年）」広島市

(4) 商業

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の平成 16 年における商店数等は、表 3-2-5 に示すとおりである。これによると御売業・小売業の商店数、年間商品販売額ともに、中区が最も多くなっている。

表 3-2-5 商店数等

区分	事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
卸売業	全市	5,145	56,600
	中区	1,663	17,845
	東区	345	2,556
	南区	810	8,151
	西区	1,415	19,432
小売業	全市	9,848	73,721
	中区	2,602	19,005
	東区	617	4,289
	南区	1,568	11,092
	西区	1,458	10,747

注 平成 16 年 6 月 1 日現在

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版 (2005 年)」広島市

3-2-3 土地利用

(1) 地目別土地面積

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の地目別土地面積は、表 3-2-6 に示すとおりである。これによると中区、南区、西区は宅地の割合が最も多く、東区は山林の割合が最も多くなっている。

表 3-2-6 地目別土地面積

単位：千 m²

地目	全市	中区	東区	南区	西区
総数	392,207	5,898	15,924	13,346	15,732
宅地	80,638	5,800	6,209	9,687	11,178
田	31,103	—	1,054	—	152
畑	14,550	13	846	834	683
山林	243,778	8	6,625	1,990	2,367
原野	4,171	—	20	1	20
池沼	41	—	—	—	1
塩田、牧場、鉱泉地	—	—	—	—	—
雑種地	15,504	39	843	427	1,073
軌道用地	2,422	38	326	407	259

注 平成 17 年 1 月 1 日現在

資料：資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版 (2005 年)」広島市

(2) 土地利用計画

①都市計画

中区、東区、南区、西区及び広島市全市の都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 3-2-7 に示すとおりである。これによると、東区、南区、西区の用途地域については、第一種住居地域が最も広くなっており、中区においては、商業地域が最も広がっている。

また、事業計画地周辺の用途地域指定状況は、図 3-2-1 に示すとおりである。
事業計画地の用途指定は商業地域となっている。

表 3-2-7 都市計画区域及び用途地域

単位：ha

項 目		全市	中区	東区	南区	西区
都市計画区域	総 面 積	49,975	1,534	3,938	2,089	3,567
	市 街 化 区 域	15,777	1,199	1,519	1,834	2,358
	市 街 化 調 整 区 域	24,129	335	2,419	255	1,209
用途地域	総 面 積	15,777	1,199	1,519	1,834	2,358
	第一種低層住居専用地域	3,447	—	367	69	491
	第二種低層住居専用地域	26	—	—	—	5
	第一種中高層住居専用地域	798	—	113	31	121
	第二種中高層住居専用地域	1,376	—	271	100	114
	第 一 種 住 居 地 域	4,661	151	518	492	533
	第 二 種 住 居 地 域	1,048	264	60	83	257
	準 住 居 地 域	68	—	—	14	—
	近 隣 商 業 地 域	1,204	202	80	187	200
	商 業 地 域	695	391	33	130	87
	準 工 業 地 域	1,420	42	76	320	456
	工 業 地 域	734	73	—	266	46
	工 業 専 用 地 域	300	76	—	143	49

注 平成 16 年度末

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版（2005 年）」広島市

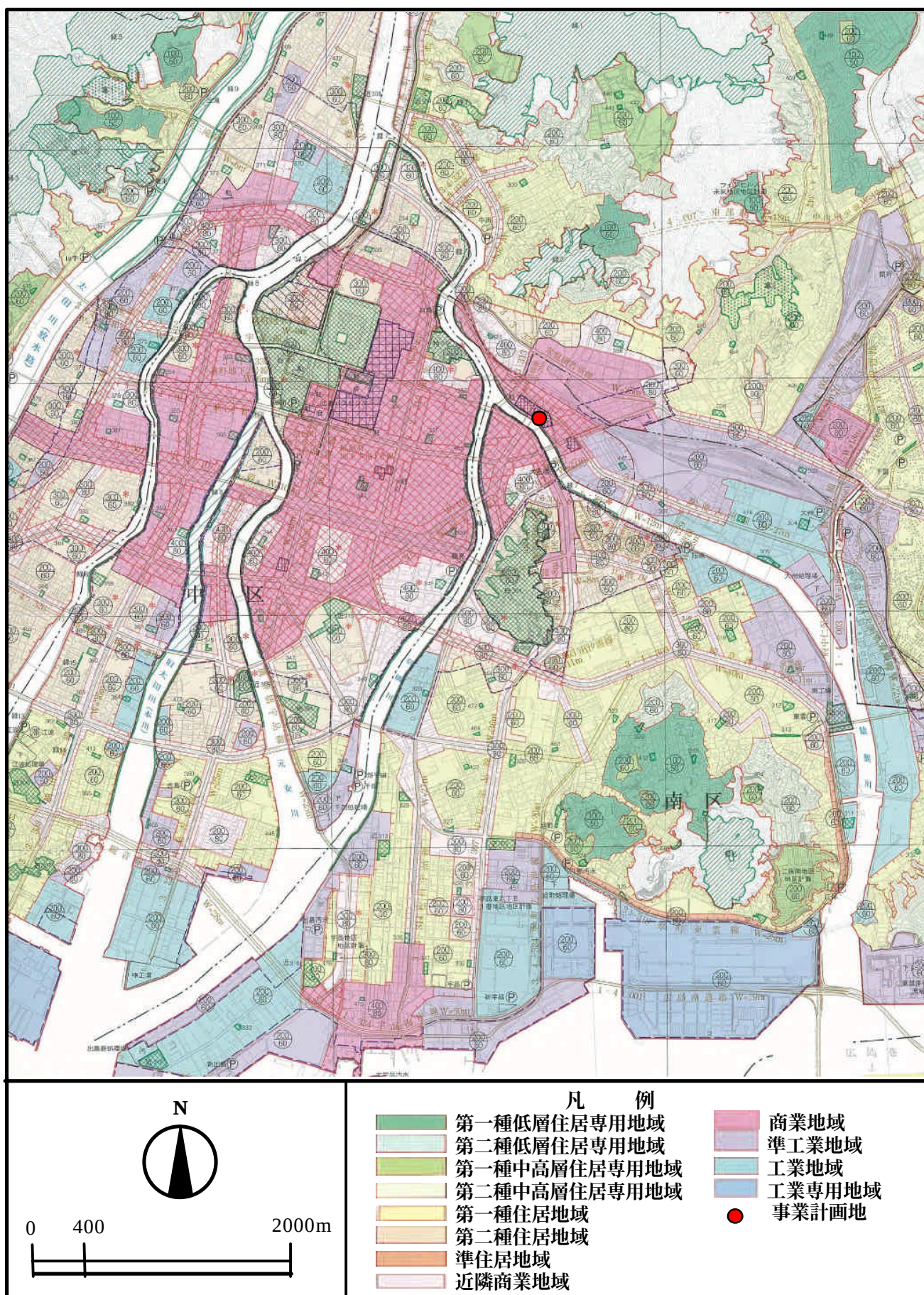


図 3-2-1 用途地域指定状況

3-2-4 水域利用

本事業計画地周辺には、猿猴川が流れているが、内水面漁業権は設定されていない。

3-2-5 交通

(1) 道路

道路の概況は、表 3-2-8 に示すとおりであり、「平成 17 年度道路交通センサス」の結果を表 3-2-9 に示す。また、事業計画地周辺の道路概要図を図 3-2-2 に示す。

表 3-2-8 道路の概況

単位：m, m², %

区分	路線数	延 長		舗装道		砂利道		舗装率 (延長比)
		延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	
総数	14,636	4,246,575	29,507,266	3,978,818	28,830,854	267,757	676,412	93.7
国道	9	157,409	2,416,444	157,409	2,416,444	—	—	100.0
県道	52	410,206	4,224,250	406,381	4,210,962	3,825	13,288	99.1
市道	14,575	3,678,960	22,866,572	3,415,028	22,203,448	263,932	663,124	92.8
中区	911	221,019	2,343,116	210,251	2,340,789	768	2,327	99.6
東区	1,502	281,704	1,508,932	271,567	1,478,630	10,137	30,302	96.4
南区	1,417	296,656	2,150,905	289,506	2,133,970	7,150	16,935	97.6
西区	1,961	474,741	3,951,498	466,472	3,925,604	8,269	25,894	98.3

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版（2005 年）」広島市

表 3-2-9 交通量調査及び道路状況総括表（平成 17 年度）

番参	路線名	観測箇所	歩行者類	自転車類	動力付 二輪車	自動車類				自動車類 合計
						乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車	
1	一般国道2号	南区出汐2丁目	0	0	4,183	33,986	696	10,239	7,024	51,945
2	一般国道2号	中区南竹屋町	610	2,936	2,871	25,713	445	8,143	6,254	40,555
3	一般国道54号	中区大手町4丁目	4,773	5,536	2,327	19,331	1,330	3,156	1,077	24,894
4	一般国道54号(祇園新道)	中区基町	9,872	2,345	2,437	22,070	1,899	3,037	894	27,900
5	一般国道54号(祇園新道)	中区基町	1,393	3,647	2,927	21,186	2,063	4,652	1,402	29,303
6	一般国道54号(祇園新道)	中区白島北町	1,132	2,766	3,748	27,848	1,248	5,505	1,452	36,053
7	一般国道54号(祇園新道)	東区牛田新町1丁目	1,794	4,945	6,068	50,565	1,798	11,390	3,978	67,731
8	一般国道54号	中区本川町1丁目	3,366	4,530	2,172	16,486	872	3,015	428	20,801
9	一般国道54号	中区広瀬北町	707	1,407	1,203	11,536	1,211	2,933	738	16,418
10	主要地方道広島三次線	南区比治山本町	1,009	3,962	2,095	14,647	73	3,960	1,590	20,270
11	主要地方道広島三次線	南区の場町2丁目	1,973	6,180	2,438	21,897	620	5,364	1,233	29,114
12	主要地方道広島三次線	南区松原町	17,781	3,057	2,221	14,670	1,199	4,100	1,865	21,834
13	主要地方道広島三次線	東区牛田本町3丁目	666	1,424	707	4,998	431	1,105	148	6,682
14	主要地方道東海田広島線	東区上大須賀町	1,255	2,814	1,985	18,022	719	4,739	989	24,469
15	主要地方道東海田広島線	中区西白島町	1,124	1,953	2,085	18,569	407	4,635	885	24,496
16	一般県道広島海田線	中区胡町	9,819	3,655	1,592	14,102	2,657	1,862	940	19,561
17	一般県道広島港線	中区東千田町2丁目	1,560	3,589	1,011	8,906	183	2,117	835	12,041
18	一般市道霞庚午線	南区皆実町5丁目	911	3,069	929	8,990	127	3,332	1,123	13,572
19	一般市道中島吉島線	中区羽衣町	700	2,042	1,021	8,890	547	3,134	1,603	14,174
20	一般市道比治山庚午線△	中区小町	3,734	5,965	3,276	25,928	81	4,946	696	31,651
21	一般市道御幸橋三篠線	中区南竹屋町	630	2,791	867	7,664	212	2,356	1,101	11,333
22	一般市道御幸橋三篠線	中区三川町	6,964	5,399	2,152	18,830	588	4,001	847	24,266
23	一般市道御幸橋三篠線	中区白島北町	1,267	2,196	1,802	14,207	125	4,364	801	19,497
24	一般市道駅前吉島線	中区東平塚町	729	2,390	1,837	17,621	228	4,889	1,429	24,167
25	一般市道中広字品線	中区十日市2丁目	738	2,081	1,568	18,140	1,505	4,518	877	25,040
26	一般市道中広字品線	中区八丁堀	3,351	5,109	2,196	21,215	944	4,032	712	26,903
27	一般市道中広字品線	南区段原南1丁目	1,448	6,293	2,314	23,772	602	4,859	1,696	30,929
28	一般市道中広字品線	南区皆実町4丁目	835	3,619	1,678	18,041	236	4,902	1,644	24,823
29	一般市道松原京橋線△	東区上大須賀町	1,589	2,212	2,052	19,555	296	3,086	396	23,333
30	一般市道常盤橋大芝線	東区牛田本町4丁目	1,176	2,545	2,098	13,851	518	3,208	1,285	18,862
31	一般市道鷹野橋字品線	中区千田町3丁目	635	2,365	1,471	12,174	161	3,160	1,459	16,954
32	一般市道鷹野橋字品線	中区南千田西町	224	1,924	1,633	17,182	268	5,227	3,058	25,735

注 1.一般国道、主要地方道、一般県道、一般市道平日 12 時間交通量
2.表内の"△"は側道部を含めた数値。内訳は下表に示すとおりである。

(内訳表)

番参	路線名	観測箇所	歩行者類	自転車類	動力付 二輪車	自動車類				自動車類 合計
						乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車	
20	一般市道比治山庚午線（本線）	中区小町	1,618	2,448	2,995	23,835	81	4,645	682	29,243
20	一般市道比治山庚午線（側道）	中区小町	2,116	3,517	281	2,093	0	301	14	2,408
29	一般市道松原京橋線（本線）	東区上大須賀町	0	0	1,976	18,648	293	2,956	386	22,283
29	一般市道松原京橋線（側道）	東区上大須賀町	1,589	2,212	76	907	3	130	10	1,050

資料：「平成 17 年度道路交通センサス（交通量）」広島市

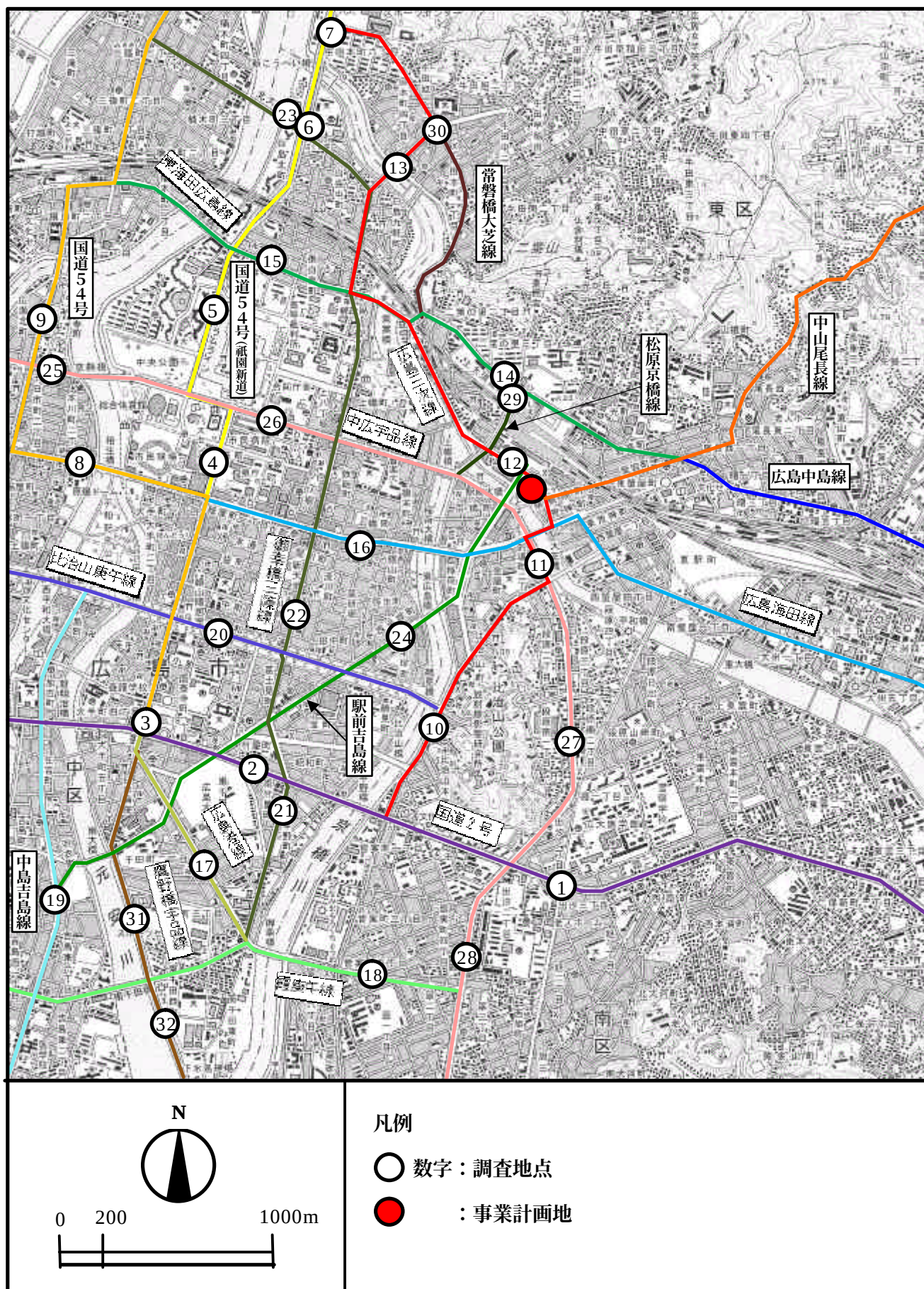


図 3-2-2 道路の概要と道路交通センサス調査地点図（事業計画地周辺）

(2) 鉄軌道

広島市域内の鉄軌道網は、JR線の山陽本線・山陽新幹線、広島電鉄の市内線・宮島線及びアストラムラインで構成されている。山陽本線及び広島電鉄市内線の1日平均乗車人員は、表3-2-10、表3-2-11に示すとおりである。

表3-2-10 JR線区別乗車人員（1日平均） 単位：人

年度	総数	山陽本線	うち広島駅
平成14年度	178,698	142,121	69,557
平成15年度	186,485	149,585	70,072
平成16年度	186,872	149,124	69,781

注 山陽本線：瀬野、中野東、安芸中野、海田市、向洋、天神川、広島、横川、西広島、新井口、五日市駅

資料：「平成17年版 広島市勢要覧」 広島市

表3-2-11 市内電車運輸状況

単位：km、千人

年度	営業 キロ程	停留所数	乗車人員		1日平均	
			総数	うち定期	運転台数	乗車人員
平成14年度	19.0	56	38,220	6,453	101	105
平成15年度	19.0	56	39,663	6,430	104	108
平成16年度	19.0	56	38,784	6,441	105	106

注 営業キロ程、停留所数は年度末現在

資料：「平成17年版 広島市勢要覧」 広島市

3-2-6 環境の保全等に特に配慮が必要な施設

事業計画地周辺の環境の保全等に特に配慮が必要な施設の設置状況は、図3-2-3に示すとおりである。

これによると、事業地計画地の西側には京橋川を越えて幟町中学校、幟町小学校など、東側にはあそか幼稚園、広島南授産所、荒神小学校など、南側には猿猴川を越えて段原小学校がある。

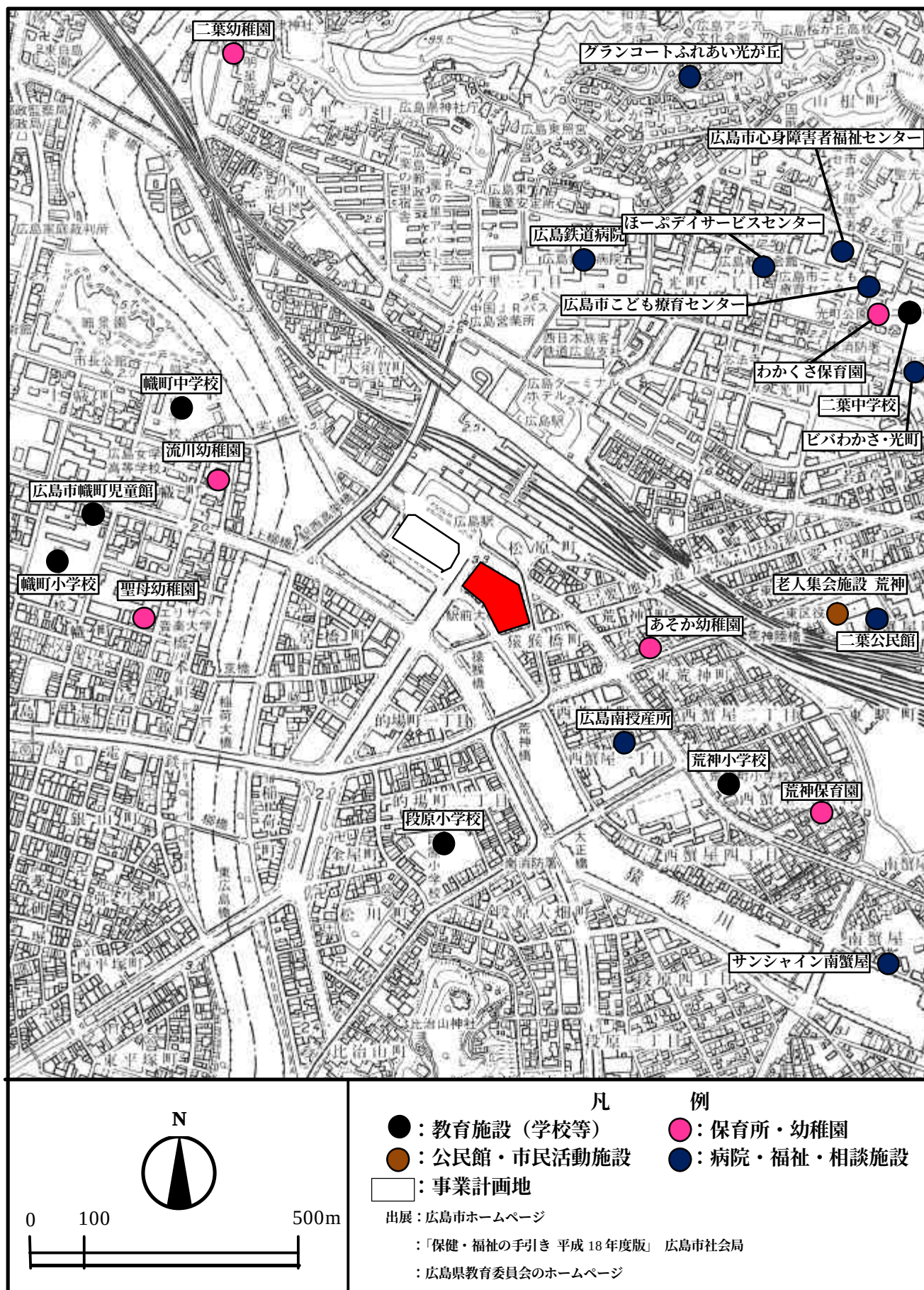


図 3-2-3 環境の保全等に特に配慮が必要な施設の分布図

3-2-7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市全市の給水人口は、表 3-2-12 に示すとおりである。これによると、上水道普及率は給水区域内人口に対して、97.1%である。

表 3-2-12 給水人口

年 度	世 帯 数		人 口		普及率(%) (B)/(A)
	給水区域内	給 水	給水区域内(A)	給 水(B)	
平成 12 年度	494,552	479,191	1,186,932	1,144,840	96.5
平成 13 年度	499,398	484,275	1,190,368	1,149,656	96.6
平成 14 年度	504,902	490,398	1,195,830	1,157,316	96.8
平成 15 年度	510,770	496,406	1,200,394	1,162,857	96.9
平成 16 年度	516,911	503,462	1,206,082	1,171,669	97.1

- 注 1.給水区域である安芸郡府中町及び坂町を含む。
 2.世帯数及び人口は、各年度末現在の住民基本台帳及び外国人登録に基づく算出数値である。
 3.旧湯来町を除く。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版（2005 年）」広島市

(2) 下水道

広島市全市の公共下水道の普及率は、表 3-2-13 に示すとおりである。これによると公共下水道の普及率は、行政区域人口に対して、92.8%である。

表 3-2-13 公共下水道の普及率

単位：人，%

年 次	人 口		普及率 B/A
	行政区域人口 A	処理区域人口 B	
平成 15 年	1,133,264	1,031,930	91.1
平成 16 年	1,138,004	1,051,000	92.4
平成 17 年	1,143,226	1,060,500	92.8

注 行政区域人口は、住民基本台帳および外国人登録人口である。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版(2005 年)」広島市

(3) 廃棄物

①ごみ

広島市全市のごみの処分状況は、表 3-2-14 に示すとおりである。ごみ処分量は、近年減少の傾向にあり、平成 16 年における総処分量は 456,085 t である。焼却処分量は総処分量の約 71.8% を占める 327,575 t であり、近年の処分量は横ばい傾向にある。

表 3-2-14 ごみの処分状況

単位：t

年 度	総量	焼却	埋立	再生	無害化	1 日平均処分量
平成 12 年度	533,088	334,506	137,202	52,956	530	1,461
平成 13 年度	495,246	339,393	107,974	47,434	445	1,357
平成 14 年度	486,831	338,625	102,273	45,455	478	1,334
平成 15 年度	482,846	344,262	98,272	39,833	479	1,319
平成 16 年度	456,085	327,575	68,958	59,058	494	1,249

- 注 1.埋立量には焼却灰を含む。
 2.平成 12 年度総量には、大型ごみの仮置分(7,894t)を含む。
 3.旧湯来町を除く。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版(2005 年)」広島市

②し尿

広島市全市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理状況は、表 3-2-15 に示すとおりである。

これによると、全市のし尿処分量は、公共下水道の整備に伴い、年々減少しており、平成 16 年度は、95,997kL となっている。

表 3-2-15 し尿及び浄化槽汚泥処理状況

単位：kL

年 度	収 集 量			処 理 量		
	総 量	環境事業公社	業 者	総 量	陸上処理	農村還元
平成 12 年度	145,385 (71,852)	7,713 (7,173)	137,672 (64,139)	145,385 (71,852)	145,385 (71,852)	— (—)
平成 13 年度	132,719 (63,941)	7,395 (7,395)	125,324 (56,546)	132,719 (63,941)	132,719 (63,941)	— (—)
平成 14 年度	119,752 (56,476)	7,086 (7,086)	112,666 (49,390)	119,752 (56,476)	119,752 (56,476)	— (—)
平成 15 年度	106,565 (50,656)	6,866 (6,866)	99,699 (43,790)	106,565 (50,656)	106,565 (50,656)	— (—)
平成 16 年度	95,997 (45,283)	6,333 (6,333)	89,664 (38,950)	95,997 (95,997)	95,997 (95,997)	— (—)

- 注 1.()内の数字は、し尿の収集及び処理量（内数）である。
 2.浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。
 3.安芸地区衛生管理組合（一部事務組合）の管轄区域（東区福田、馬木、温品地域及び安芸区）から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。
 4.業者には、委託業者収分量（西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿）許可業者収分量（浄化槽汚泥）を含む。
 5.旧湯来町を除く。

資料：「第 27 回広島市統計書 平成 17 年版(2005 年)」広島市

3-2-8 環境保全のための法令等

(1) 法令等に基づく地域等の指定及び規制

①自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

事業計画地における自然環境関係法令等に基づく地域・区域等の指定状況は表 3-2-16 に示すとおりである。また、事業計画地周辺における土地利用規制図は図 3-2-4 に示すとおりである。

表 3-2-16 自然環境等に関する法令に基づく地域・区域等の指定状況

区分	法 令	地域・区域等	指定の有無
			事業計画地
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×
		自然環境保全地域	×
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	×
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×
		緑地環境保全地域	×
	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	景観指定地域	×
		大規模行為届出対象地域	×
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○
		農業地域	×
		森林地域	×
		自然公園地域	×
		自然保全地域	×
	都市計画法	都市計画区域	○
		用途地域	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	×
		農用地区域	×
防災	森林法	国有林	×
		保安林	×
		地域森林計画対象民有林	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×
	砂防法	砂防指定地	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×
	河川法	河川区域、河川保全区域	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	○
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物(県)	×

資料：「広島市地図情報提供システム」 広島市
「広島市の環境」 広島市
「広島市都市計画総括図」 広島市

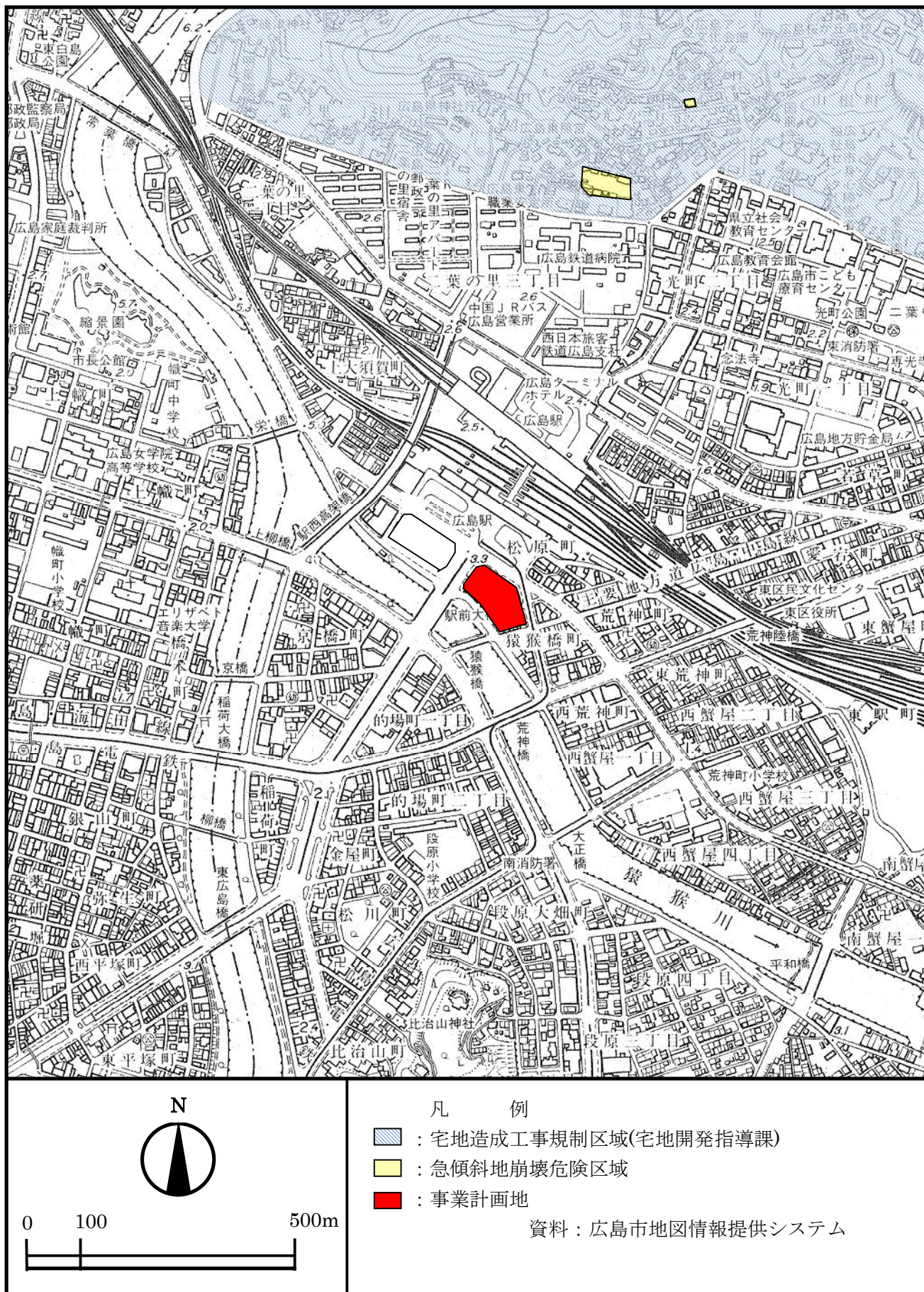


図 3-2-4 土地利用規制図

②公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

ア 大気環境

(7)大気汚染

a 環境基準等

大気汚染に係る環境基準は表 3-2-17(1)(2)、表 3-2-18、表 3-2-19 に示すとおりである。

表 3-2-17(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 環告 35・昭和 53 環告 38・昭和 56 環告 47・平 8 環告 73・一部改正)

物 質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

表 3-2-17(2) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 53 環庁告 38・平 8 環庁告 74・一部改正)

物 質	環境上の条件	測定方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

表 3-2-18 ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号)

媒 体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2.基準値は年間平均値とする。
 3.工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 3-2-19 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号)

物 質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告 4)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告 4)	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告 4)	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 (H13.4.20 環告 30)	

備 考

- 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(イ)騒音

a 環境基準等

騒音に係る環境基準は表 3-2-20 に示すとおりであり、事業計画地周辺は商業地域で C 類型に指定されている。また、航空機騒音に係る環境基準は表 3-2-21、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 3-2-22 に示すとおりである。

表 3-2-20 騒音に係る環境基準

「道路に面する地域以外の地域」

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注 1.時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日午前 6 時までの間とする。
- 2.騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

「道路に面する地域」

地域の区分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- 注 1.「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

「地域の類型指定」

(平成 11 年 2 月 12 日広島県告示第 149 号)

当該類型	地域の区分
AA	当該地域なし
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域 (C 類型に該当する区域を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津状及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。))の地域

「幹線交通を担う道路に近隣する空間の基準値」

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

- 注 1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。
2. 「幹線交通を担う道路に近隣する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20m までの範囲をいう。

※この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表 3-2-21 航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48 年 12 月 27 日環告第 154 号)

地域の類型	基準値(単位:WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

「地域の類型指定」

(昭和 52 年 6 月 10 日広島県告示第 405 号)

当該類型	地域の範囲
I	該当地域なし
II	広島市西区南観音三丁目、同区南観音四丁目、同区南観音五丁目、同区南観音六丁目及び同区観音新町二丁目並びに同区観音新町四丁目のうち 6 番(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 号に規定する準工業地域の定めのある地域に限る。)7 番から 9 番まで及び 11 番から 13 番まで。

表 3-2-22 新幹線鉄道騒音に係る環境基準
(昭和 50 年 7 月 29 日環告第 46 号)

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

「地域の類型指定」 (昭和 52 年 6 月 10 日広島県告示第 406 号)

該当類型	地域の区分	地域の範囲
I	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線（トンネルの部分（両側のトンネルの出入り口からトンネルの中央部方向に 150m 以内の部分を除く。）を除く。）から左右両側それぞれ 300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域（広島車輛基地に係る側線部分（分岐点 51 イロから軌道の末端までの部分に限る。）については、両端の軌道の中心線（末端から進行方向に 300m を加えた部分を含む。）から外部方向にそれぞれ 300m 以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に 300m 以内の地域）
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	

b 規制基準等

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に規定する特定工場等に係る広島市における規制基準は、表 3-2-23 に、自動車騒音の限度は表 3-2-24 に特定建設作業の規制に関する基準は表 3-2-25 に示すとおりである。

事業計画地周辺における区域の指定状況は、特定工場等において発生する騒音については商業地域の第三種区域に、自動車騒音については C 区域に指定されている。

表 3-2-23 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準
(昭和 61 年広島市告示第 96 号)

区域の区分	昼間（8～18 時）	朝（6～8 時） 夕（18～22 時）	夜間（22～6 時）
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第二種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	60 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備考 1.騒音の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行います。

2.広島市における区域の指定は以下のとおりです。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第二種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津状及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。))の地域

表 3-2-24 自動車騒音の限度
(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号・昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 96 号)

区 分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間(6 時～22 時)	夜間(22 時～翌 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車 線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車 線 以 上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域	近 隣 区 域	75 デシベル	70 デシベル
	第 2 種中高層住居専用地域			
b 区域	第 1 種 住 居 地 域	1 車 線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域 用途地域の定めのない地域 (c 区域に該当する区域を除く。)	2 車 線 以 上 近 隣 区 域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域 工 業 専 用 地 域 並びに佐伯区湯来町のうち大字下 (字宇佐・字津伏及び字久日市の地 域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・ 145 番地・146 番地及び 149 番地の 地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの 地域に限る。))に限る)の地域	車線を有する 道路近隣区域	75 デシベル	70 デシベル

- 注 1.騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
2.「車線」とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
3.「近隣区域」とは、「幹線交通を担う道路に近隣する区域」をいい 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。
4.「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

表 3-2-25 特定建設作業の規制に関する基準
(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号 昭和 61 年広島市告示第 96 号)

敷地境界における大きさ	作 業 時 間	1 日 の 作 業 時 間 長	作 業 期 間	作 業 日
85 デシベル	午後 7(10)時から翌日午前 7(6)時まで行われないこと	10(14)時間を越えないこと	連続して 6 日を越えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
	※適用除外①②③④	※適用除外①②	※適用除外①②	※適用除外①②③④⑤

- 注 1.指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は、()内に示すとおりである。
2.適用除外は以下のとおりである。
①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
④道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

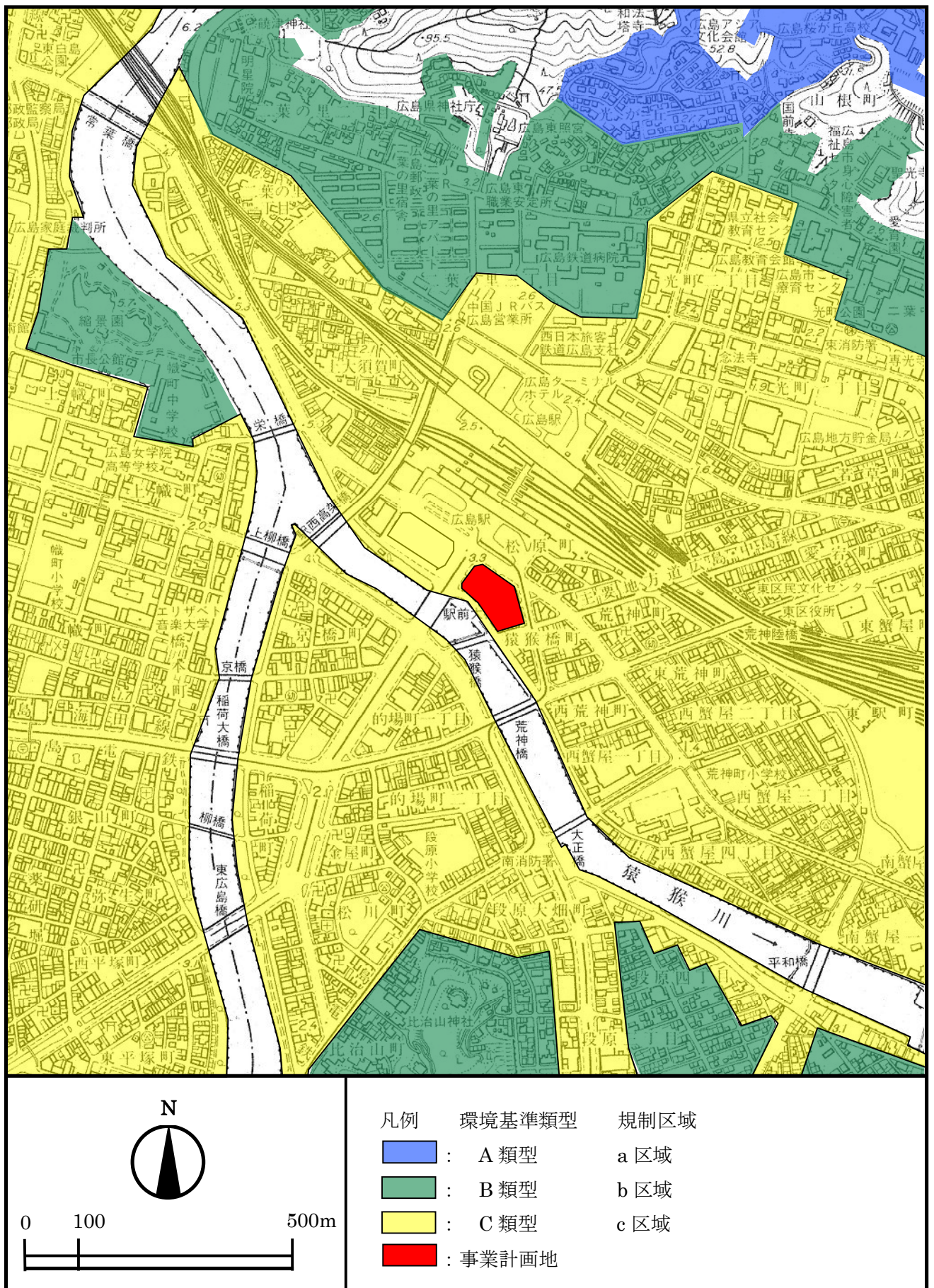


図 3-2-5 環境基準類型指定状況及び自動車騒音規制区域指定状況図

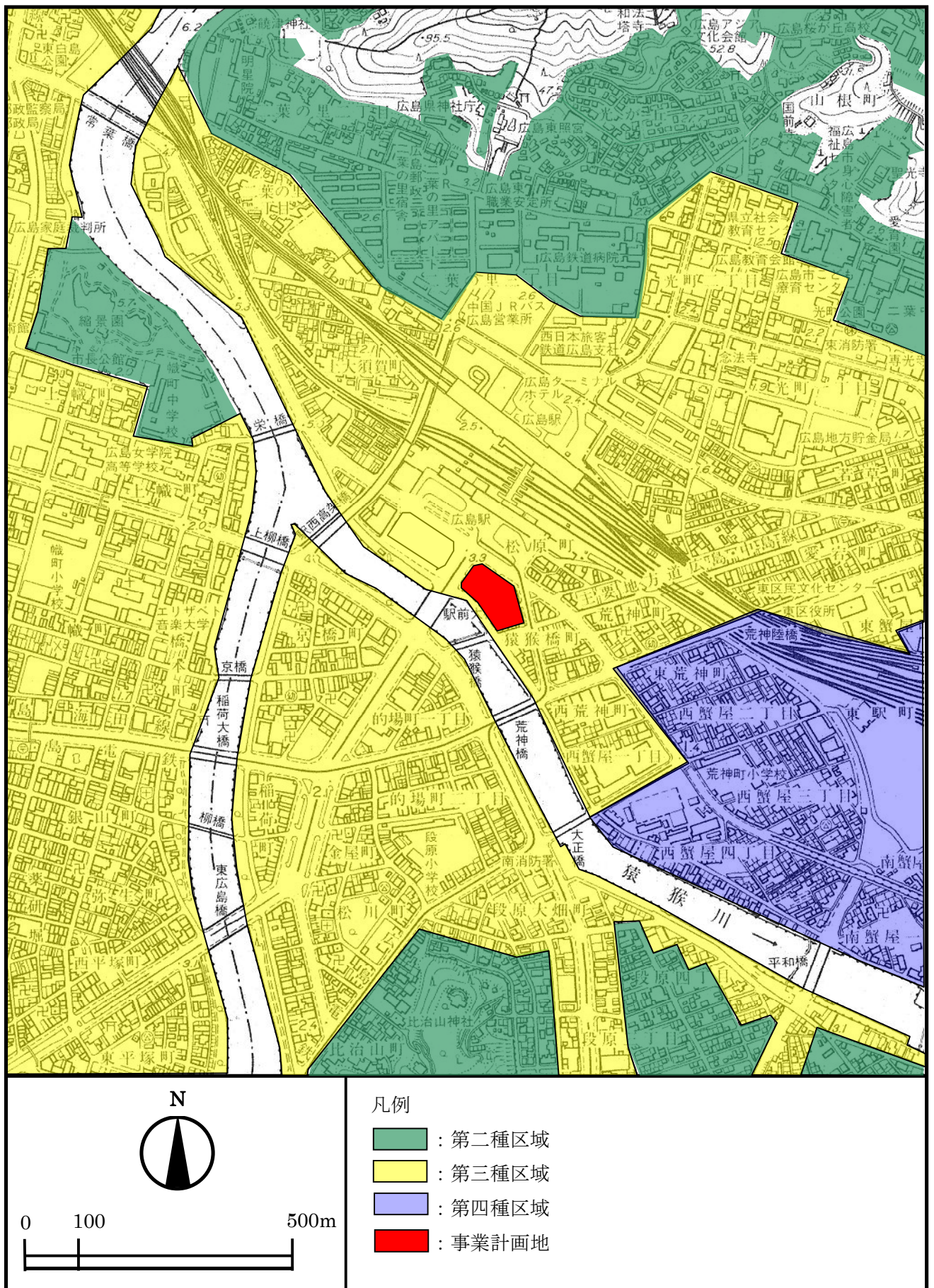


図 3-2-6 特定工場等において発生する騒音規制区域指定状況図

(ウ)振動

振動については、環境基準は定められていない。

振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に規定する特定工場等に係る広島市における振動の規制基準は、表 3-2-26 に示すとおりであり、事業計画地は商業地域の第二種区域に指定されている。

また、表 3-2-27 に示すとおり、道路交通振動の限度が定められている。

なお、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 3-2-28 に示す。

表 3-2-26 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準
(昭和 61 年広島市告示第 97 号)

区域の区分	昼間(7～19 時)	夜間(19 時～7 時)
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 広島市における区域の指定は次のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津状及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。))に限る。))の地域
なお、工業専用地域は区域の指定がされていない。

表 3-2-27 道路交通振動の限度
(振動規制法施行規則第 12 条)

区域の区分	昼間(7～19 時)	夜間(19 時～7 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 1.振動レベルは、測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。

表 3-2-28 特定建設作業の規制に関する基準
(昭和 51 年総理府令第 58 号、昭和 61 年広島市告示第 97 号)

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
75 デシベル	午後 7(10)時から翌日午前 7(6)時まで行われないこと	10(14)時間を越えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
	※適用除外①②③④	※適用除外①②	※適用除外①②	※適用除外①②③④⑤

注 1.指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別用語老人ホーム等の敷地から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は、()内に示すとおりである。

2.適用除外は以下のとおりである。

- ①災害その他非常自体の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③鉄道・軌道の正常な運転確保のため必要な場合
- ④道路法による専用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

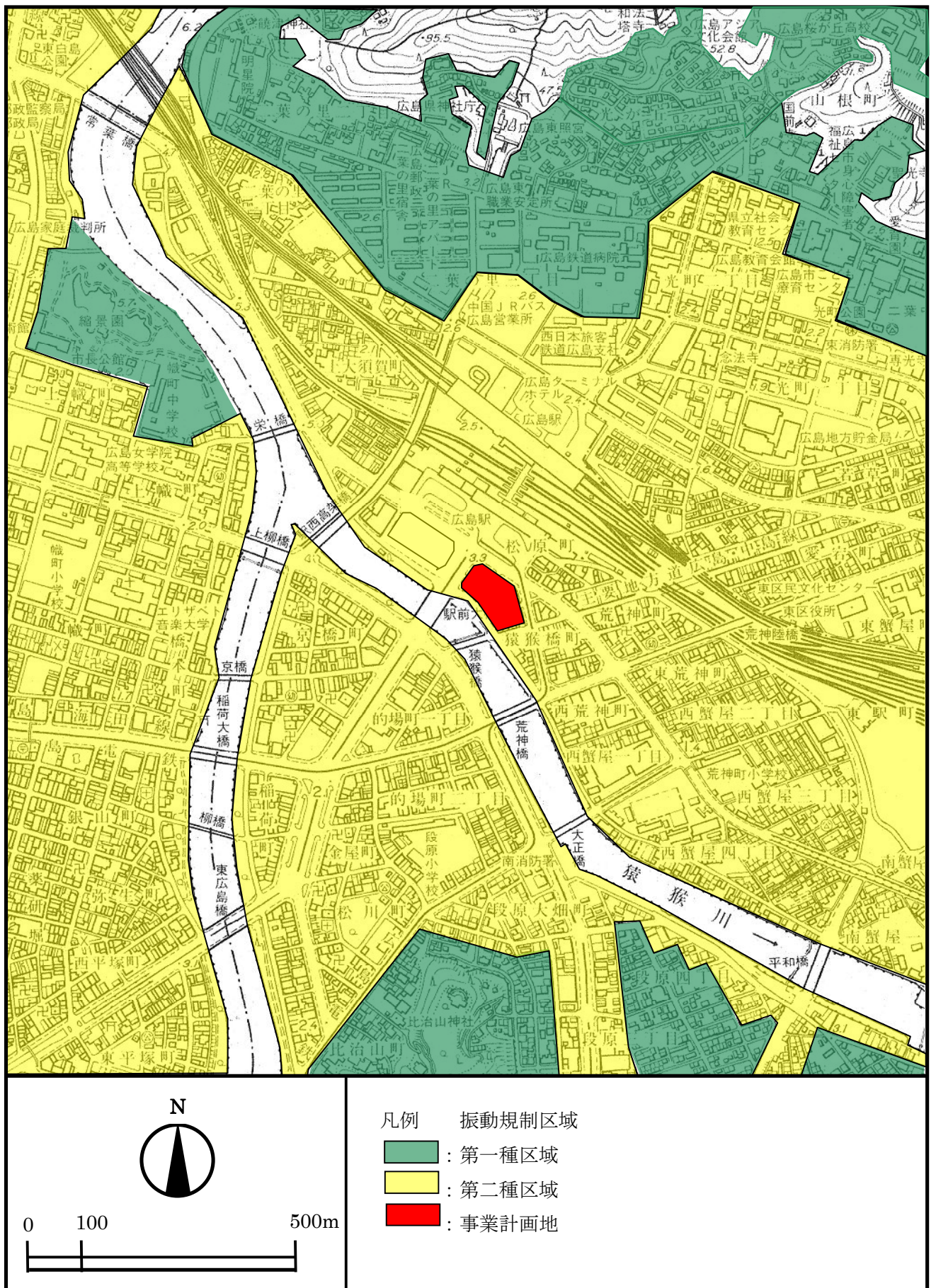


図 3-2-7 特定工場等において発生する振動規制区域および道路交通振動規制区域指定状況図

(エ)悪臭

悪臭については、環境基準は定められていない。

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく広島市における悪臭物質の規制基準は、表 3-2-29 に示す許容限度であり、広島市全域が規制地域に指定されている。事業計画地は商業地域の第 2 種区域に指定されている。

表 3-2-29 悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準
(平成 15 年広島市告示第 314 号)

「敷地の境界線の地表」

区域の区分	用途地域の区分等	許容限度
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	臭気指数 10
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域 の定めのない地域であって第 3 種区域に該当する区域を 除く区域	臭気指数 13
第 3 種区域	工業地域及び工業専用地域並びに都市計画区域の定め のない地域	臭気指数 15

「排出口：排出口の実高さが 15m 以上の施設」

臭気指数の許容限度を基礎として、次の式により算出された臭気排出強度（排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算出される値）とする。

$$qt = \frac{60 \times 10^A}{F_{\max}}$$

$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

qt : 排出ガスの臭気排出強度(Nm³/分)

$F_{\max}$: 悪臭防止法施行規則別表第三に定める式により算出される $F(X)$ (臭気排出強度(Nm³/秒)に対する排出口からの風下距離 $X(m)$ における地上での臭気濃度)の最大値(秒/Nm³)。ただし、 $F(X)$ の最大値として算出される値が 1 を排出ガスの流量で除した値を超えるときは、1 を排出ガスの流量(Nm³/秒)で除した値とする。

L : 敷地の境界線の地表における規制基準（許容限度：事業計画地は臭気指数 13）

(抜粋：詳細は悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 を参照)

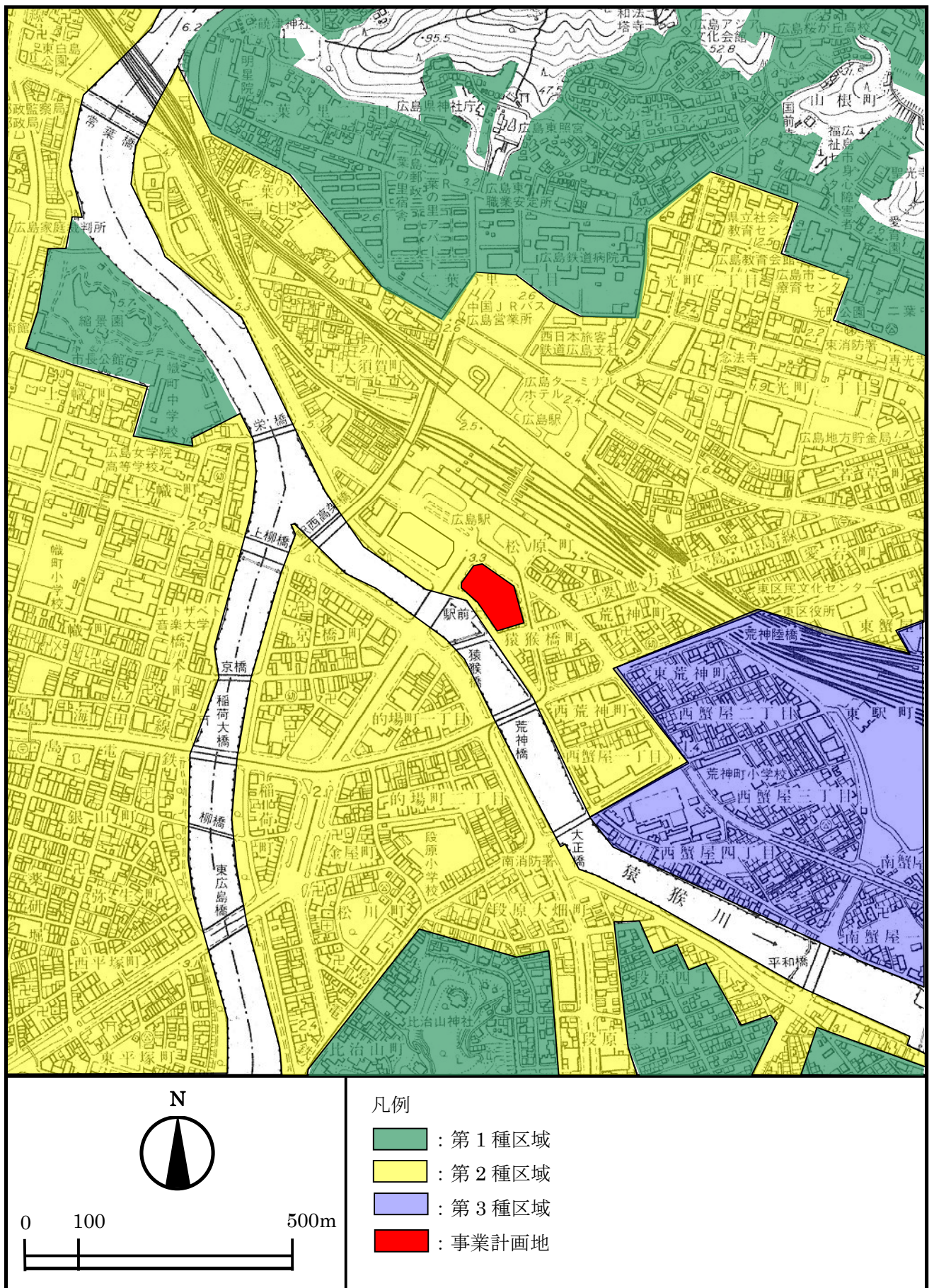


図 3-2-8 悪臭物質の規制区域指定状況図

イ 水環境

(7)水質汚濁

a 環境基準等

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（抜粋）は表 3-2-30 及び表 3-2-31(1)(2)、表 3-2-32(1)(2)(3)に示すとおりである。なお、「生活環境の保全に関する環境基準については、事業計画地周辺の河川では、表 3-2-33(1)(2)に示すとおり猿猴川が河川-B 類型に、京橋川が河川-A 類型に指定されている。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-34、ダイオキシン類の水質に係る環境基準は表 3-2-35 に示すとおりである。

表 3-2-30 人の健康の保護に関する環境基準
(平 5 環告 16・全改、平 7 環告 17、平 11 環告 14・一部改正)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.12 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 61.2 又は 61.3 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 67.2、又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は付表 6 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は付表 7 に掲げる方法

- 備考 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数

0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3-2-31(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以下	50 MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以下	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以下	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以下	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以下	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以下	—
測 定 方 法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 8 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

- 注 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級 コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-31(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基	準	値	該当水域
		全	重	鉛	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物の生息する水域	0.03 mg/L 以下			第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下			
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下			
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下			
測 定 方 法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表9の1(1)による。)			

備考 1.基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

表 3-2-32(1) 生活環境保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の測定結果の得られる方法	規格 17 に定める方法(ただし、B 類型の工業用水及び水産 2 級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の測定結果の得られる方法	最確数による定量法	付表 10 に掲げる方法

備考 1.水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-32(2) 生活環境保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
測 定 方 法		規格 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法

備考 1.基準値は、年間平均値とする。

2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3.生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 3-2-32(3) 生活環境保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状態の適応性	基 準 値	該当水域
		全 重 鉛	
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	第 1 の 2 の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1(1)による。)	

表 3-2-33(1) 広島市内水域に係る環境基準の類型指定

〔昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定、昭和 49 年 10 月 1 日広島県告示第 806 号、昭和 50 年 6 月 13 日広島県告示第 527 号
昭和 60 年 3 月 18 日広島県告示第 273 号、昭和 61 年 3 月 31 日広島県告示第 323 号〕

水域名	名 称	範 囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太 田 川 上 流	行森川合流点から祇園水門まで	河川-A	S45.9.1	国
	太 田 川 下 流	祇園水門より下流	河川-B		
	天 満 川	全域	河川-A		
	旧 太 田 川	全域	河川-A		
	元 安 川	全域	河川-A		
	京 橋 川	全域	河川-A	S60.3.18	広島県
	猿 猴 川	全域	河川-B		
	瀬 野 川	全域	河川-B	S45.9.1	国
八幡川 水 域	府 中 大 川	全域	河川-D	S61.3.31	広島県
	八 幡 川 上 流	郡橋より上流	河川-A	S50.6.13	広島県
太田川 関連 支川 水 域	八 幡 川 下 流	郡橋より下流	河川-B		
	太 田 川 上 流 (二)	明神橋から行森川合流まで	河川-A	S50.6.13	広島県
	吉 山 川	全域	河川-A		
	鈴 張 川	全域	河川-A		
	根 谷 川 上 流	代田一合橋より上流	河川-A		
	根 谷 川 下 流	代田一合橋より下流	河川-B		
	三 篠 川	全域	河川-A		
	安 川	全域	河川-B		
広島湾 水 域	古 川 下 流	安川合流点より下流	河川-B	S49.10.1	広島県
	海 田 湾	別記 1 の水域	海域-B		
	広 島 市 地 先 海 域	別記 2 の水域	海域-A		
	五 日 市 ・ 廿 日 市 地 先 海 域	別記 3 の水域	海域-A		
	広 島 湾	別記 4 の水域	海域-A		

(別記)

- 共永興業株式会社広島営業所坂倉庫敷地(安芸郡坂町字鯛尾 5708 番地の 16)西側北端から広島湾宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(海田湾)
- 広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方 1,500m の地点(北緯 34 度 21 分 14 秒、東経 132 度 23 分 13 秒。以下、「八幡川沖合地点」という。)まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(広島市地先海域)
- 八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鯨浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(五日市・廿日市地先海域)
- 廿日市市鯨浜鼻から厳島聖崎まで引いた線、同島センゴ鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島二ツ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾)

表 3-2-33 (2) 広島市内を含む水域の全窒素及び全磷に係る環境基準の類型指定

(平成 9 年 4 月 10 日広島県告示第 450 号)

水域名	範囲	該当類型	指定年月日	指定機関
広島湾北部	別記 1 の水域	海域Ⅲ	平成 9 年 4 月 10 日	広島県
広島湾南部	別記 2 の水域	海域Ⅱ	平成 9 年 4 月 10 日	広島県

(別記)

1 (広島湾北部)

廿日市市鯨浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。

2 (広島湾南部)

廿日市市鯨浜鼻と厳島聖崎を結ぶ線、同島センゴ鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島二ツ小島と呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの。

表 3-2-34 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9 環告 10・平成 11 環告 16・一部改正)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒 素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジククロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法
1,1-ジククロロエチレン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジククロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリククロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリククロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリククロロエチレン	0.03mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラククロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジククロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸酸性窒素	10mg/L以下	硝酸窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素あつては規格K0102の43.1に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法

- 備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3-2-35 ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号)

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法

備 考

1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2.水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。

3.水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

b 規制基準等

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出基準は、表 3-2-36 に示すとおりである。

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 46 年広島県条例第 69 号）では水質汚濁防止法に基づいて、上記の排水基準より厳しい上乗せ排水基準を定めており、その基準は表 3-2-37 に示すとおりである。

なお、下水道への排除基準を表 3-2-38 に示す。

表 3-2-36 有害物質に係る排水基準（水質汚濁防止法：排水基準を定める省令）

[有害物質]

昭和 46 年総理府令第 35 号

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	ベンゼン	0.1 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/L(海域以外の公共用水域に排出) 230 mg/L(海域に排出)
ジクロロメタン	0.2 mg/L	ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/L(海域以外の公共用水域に排出) 15 mg/L(海域に排出)
四塩化炭素	0.02 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		

備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-36 有害物質に係る排水基準（水質汚濁防止法：排水基準を定める省令）（つづき）

[その他の項目]

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	5.8～8.6(海域以外の公共用水域に排出) 5.0～9.0(海域に排出)	亜鉛含有量 (mg/L)	5
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	160(日間平均 120)	溶解性鉄含有量 (mg/L)	10
化学的酸素要求量 (mg/L)	160(日間平均 120)	溶解性マンガン含有量(mg/L)	10
浮遊物質量 (mg/L)	200(日間平均 150)	クロム含有量 (mg/L)	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/L)	5	大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3,000
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	30	窒素含有量 (mg/L)	120(日間平均 60)
フェノール類含有量 (mg/L)	5	リン含有量 (mg/L)	16(日間平均 8)
銅含有量 (mg/L)	3		

- 備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。
3. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
4. 窒素及びリンについては、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。(瀬戸内海及び流入河川は適用される。)

表 3-2-37 上乗せ排水基準（抜粋）

[一般基準]

昭和 46 年広島県条例第 69 号

項 目	許 容 限 度						
	第一種水域		第二種水域		第三種水域		第四種水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度 (水素指数)							5.5 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 [mg/L]	90 (日間平均 70)						
化学的酸素要求量 [mg/L]		50 (日間平均 40)		85 (日間平均 65)		120 (日間平均 90)	130 (日間平均 100)
浮遊物質量 [mg/L]	90 (日間平均 70)		90 (日間平均 70)				
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量(動植物油 脂類含有量)[mg/L]	8		8		20		20

- 備考 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、排水量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
3. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。
4. 事業計画地周辺の河川は第三種水域にあたる。

表 3-2-38 下水道への排除基準

昭和 34 年政令第 147 号

昭和 47 年広島市条例第 96 号

項目	基準	項目	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/L 以下	ベンゼン	0.1 mg/L 以下
シアン化合物	シアン 1 mg/L 以下	セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L 以下
有機燐化合物	1 mg/L 以下	ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/L 以下※
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L 以下	ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/L 以下※
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L 以下	フェノール類	5 mg/L 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L 以下	銅及びその化合物	銅 3 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛 5 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	鉄及びその化合物 (溶解性)	鉄 10 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	マンガン 10 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	クロム及びその化合物	クロム 2 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	生物化学的酸素要求量	600 mg/L 未満
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	浮遊物質	600 mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下	ノルマルヘキサン	5 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	抽出物質含有量	動植物油類含有量 30 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	窒素含有量	240 mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	燐含有量	32 mg/L 未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	温度	45℃未満
チウラム	0.06 mg/L 以下	沃素消費量	220 mg/L 未満
シマジン	0.03 mg/L 以下		
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下		

備考 各項目は、排水量 50m³/日以上の特定事業場の排除基準である。

※は、事業計画地からの排水を処理する広島市大州水資源再生センターの排除基準である。

ウ土壤環境

土壤の汚染に係る環境基準は、表 3-2-39 に示すとおりである。

表 3-2-39 土壤の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日

環告第 46 号

改正 平成 5 環告 19・平成 6 環告 5・平成 6 環告 25・平成 7 環告 19・平成 10 環告 21・平成 13 環告 16

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地にかかわるものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(企画38.1.1に定める方法を除く。)
有 機 燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六 価 ク ロ ム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒 素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総 水 素	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府告示第66号に定める方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジククロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジククロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジククロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリククロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリククロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリククロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

表 3-2-39 土壌の汚染に係る環境基準（つづき）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふ っ 素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほ う 素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

- 備考 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中これらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

③公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧

事業計画地における公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧は表 3-2-40 (1) (2) に示すとおりである。

表 3-2-40 (1) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧（環境基準）

分類	項 目	環境上の条件又は環境基準値		備 考
大気汚染	二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。		
	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		
	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10ppm以下であり、かつ、1時間値が0.20ppm以下であること。		
	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		
	ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。		
	トリクロロエチレン	1年平均値が0.02mg/m ³ 以下であること。		
	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.02mg/m ³ 以下であること。		
	ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。		
	ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下（年間平均値）		
騒音	等価騒音レベル	昼間（6～22時）	60デシベル以下	C類型
		夜間（22～6時）	50デシベル以下	
振動	振動については環境基準は定められていません。			
悪臭	悪臭については環境基準は定められていません。			
水質汚濁	カドミウム	0.01mg/L以下（年間平均値）		
	全シアン	検出されないこと（最高値）		
	鉛	0.01mg/L以下（年間平均値）		
	六価クロム	0.05mg/L以下（年間平均値）		
	砒素	0.01mg/L以下（年間平均値）		
	総水銀	0.0005mg/L以下（年間平均値）		
	アルキル水銀	検出されないこと（年間平均値）		
	PCB	検出されないこと（年間平均値）		
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下（年間平均値）		
	四塩化炭素	0.002mg/L以下（年間平均値）		
	1, 2-ジクロロエチレン	0.004mg/L以下（年間平均値）		
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下（年間平均値）		
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下（年間平均値）		
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下（年間平均値）		
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下（年間平均値）		
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下（年間平均値）		
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下（年間平均値）		
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下（年間平均値）		
	チウラム	0.006mg/L以下（年間平均値）		
	シマジン	0.003mg/L以下（年間平均値）		
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下（年間平均値）		
	ベンゼン	0.01mg/L以下（年間平均値）		
	セレン	0.01mg/L以下（年間平均値）		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下（年間平均値）		
	ふっ素	0.8mg/L以下（年間平均値）		
	ほう素	1mg/L以下（年間平均値）		
	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L（年間平均値）		

表 3-2-40(1) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧（環境基準のつづき）

分類	項 目	環 境 基 準 値	備 考
土	カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	
	全シアン	検液中に検出されないこと。	
	有機燐	検液中に検出されないこと。	
	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
	砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	
	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
	P C B	検液中に検出されないこと。	
	銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
壌	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
汚	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
	1,1,1-トリクロロエチレン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	
染	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	
	ダイオキシン類	土壌1gにつき1,000pg-TEQ以下であること。	

表 3-2-40(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧（規制基準）

分類	関連法令	項 目	規制基準	備 考
騒音	騒音規制法	騒音レベル	昼間 60デシベル	第三種区域
			朝・夕 60デシベル	
			夜間 50デシベル	
			85デシベル	特定建設作業
振動	振動規制法	振動レベル	昼間 65デシベル	第二種区域
			夜間 60デシベル	
			75デシベル	特定建設作業
悪臭	悪臭防止法	臭気指数	13	第2種区域
土壌汚染	土壌汚染については規制基準は定められていません。			
下水の排除の制限に係る水質の基準	下水道法	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L以下	
		シアン化合物	シアン 1mg/L以下	
		有機燐化合物	1mg/L以下	
		鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L以下	
		六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L以下	
		砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L以下	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L以下	
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	
		ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	
		トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	
		テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	
		ジクロロメタン	0.2mg/L以下	
		四塩化炭素	0.02mg/L以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	
		チウラム	0.06mg/L以下	
		シマジン	0.03mg/L以下	
		チオベンカルブ	0.2mg/L以下	
		ベンゼン	0.1mg/L以下	
		セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L以下	
		ほう素及びその化合物	ほう素 10又は230mg/L以下	
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 8又は15mg/L以下	
		フェノール類	5mg/L以下	
		銅及びその化合物	銅 3mg/L以下	
		亜鉛及びその化合物	亜鉛 5mg/L以下	
		鉄及びその化合物(溶解性)	鉄 10mg/L以下	
		マンガン及びその化合物(溶解性)	マンガン 10mg/L以下	
		クロム及びその化合物	クロム 2mg/L以下	
		ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	
		水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満	
		生物化学的酸素要求量	五日間に600mg/L未満	
		浮遊物質	600mg/L未満	
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5mg/L未満	鉱油類
		抽出物質含有量	30mg/L未満	動植物油脂類
		燐含有量	240mg/L未満	
		窒素含有量	32mg/L未満	
		温度	45℃未満	
		沃素消費量	220未満	

④環境基本計画

広島市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成13年10月に策定している。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画として、環境行政の中心的な役割を担うものとして位置付けられ、計画の期間は平成22年度までとされている。